

平成 27 年第 2 回定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

|                                                         |     |
|---------------------------------------------------------|-----|
| ◎ 議案補充説明                                                |     |
| 1 議案第 142 号 訴えの提起（和解を含む。）について……………                      | 1   |
| ◎ 採択された請願、陳情の処理経過                                       |     |
| 1 請願第 4 号 三重県残土条例制定を求める件について……………                       | 3   |
| ◎ 所管事項説明                                                |     |
| 1 『平成 27 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に<br>係る意見」への回答について…………… | 5   |
| 2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について……………                         | 7   |
| 3 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案に<br>ついて……………               | 15  |
| 4 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（最終案）について……………                      | 19  |
| 5 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について……………                  | 25  |
| 6 三重県男女共同参画の年次報告について……………                               | 29  |
| 7 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（中間案）について……………                     | 35  |
| 8 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）<br>（中間案）について……………       | 39  |
| 9 三重県飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> をめざす条例に基づく年次報告について……………         | 43  |
| 10 三重県環境影響評価条例の改正について……………                              | 49  |
| 11 地球温暖化への適応の取組について……………                                | 55  |
| 12 みえエコ通勤デーについて……………                                    | 57  |
| 13 三重県廃棄物処理計画（中間案）について……………                             | 59  |
| 14 R D F 焼却・発電事業について……………                               | 63  |
| 15 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について……………                         | 67  |
| 16 指定管理候補者の選定過程の状況について……………                             | 89  |
| 17 各種審議会等の審議状況について……………                                 | 107 |
| 別冊 1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案（環境生活部<br>関係 抜粋分）          |     |
| 別冊 2 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（最終案）                            |     |
| 別冊 3 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告                        |     |
| 別冊 4 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（中間案）                           |     |
| 別冊 5 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）（中間案）                 |     |
| 別冊 6 三重県廃棄物処理計画（中間案）                                    |     |
| 別冊 7 請願第 4 号「三重県残土条例制定を求める件に関する請願書」にか<br>かる説明資料         |     |

平成 27 年 10 月 5 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 142 号 訴えの提起(和解を含む。)について

旧三重県立博物館(昭和 28 年 6 月 25 日開館)の敷地の一部に未登記となっている土地があります。

この土地は、開館以降一貫して博物館用地として使用しており、現在に至るまで県が管理していることから、民法第 162 条(「20 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」)の規定に基づく時効取得の要件を満たしております。

登記名義人が転売し善意の第三者が当該地を取得した場合、県が時効取得を主張することができなくなるケースも想定されることから、所有権移転登記を行うよう依頼しましたが、協力が得られませんでした。

登記名義人の協力を得ずに所有権移転登記を行うためには、登記手続を命ずる判決を得る必要があることから、本訴訟を提起するものです。

1 訴訟の内容

(1) 事件名

所有権移転登記手続請求事件

(2) 対象地

津市広明町 125 番地(地目:宅地 地積:310.74 m<sup>2</sup>)

(3) 相手方(登記名義人)

東京都

(4) 経緯

対象地は、過去に県が寄附を受けた土地ですが、県への所有権移転登記が行われていません。

本件については、これまでの定期監査における指導や包括外部監査の意見を踏まえ、法的な観点からも検討を行って、相手方と折衝してきました。

①寄附地とする根拠

縣有教育財産台帳(昭和 27 年 8 月 15 日調製)

「津市広明町 125 番地 宅地 94 坪 から寄附(事情不詳)」の記載

②監査における指導等

ア 定期監査(昭和 45 年)

- ・対象地について、所有権移転登記を行うよう指導
- ・この指導を受け、取得時効を援用して登記名義を変更することを検討

イ 包括外部監査(平成 24 年)

対象地の所有権についての権利関係を明確にする必要があるとの意見

③相手方との折衝等（平成17年9月～平成27年8月）

- ・平成17年9月、津地方法務局が不動産登記法第14条第1項の地図を作成するため、対象地の登記簿上の所有者である相手方に連絡
- ・相手方は、同法務局からの連絡により、対象地の存在を認識したと思われ、これ以降、県に対し買取等を請求
- ・県は、寄附を受けた土地であることから、所有権移転登記手続に協力いただくよう繰り返し、相手方に依頼
- ・相手方の協力を得られないため、県は訴訟により解決を図る必要があると判断し、本議案の提出に先立ち、裁判所に対し「対象地の譲渡及び一切の権利設定を禁止する」仮処分の申立を行い、8月27日に申立のとおり決定

④民法162条の要件該当

県は、対象地を寄附を受けた土地であることから所有の意思をもって、遅くとも昭和28年6月25日の旧三重県立博物館の開館から今日に至るまでの20年以上の間、平穩に、かつ、公然と同地を占有

2 今後の方針

弁護士等と連携しながら県の訴えが認められるよう適切に対処していきます。

(採択された請願、陳情の処理経過)

1 請願第4号 三重県残土条例制定を求める件について

採択された請願、陳情の処理経過

環境生活部

| 採択された<br>定例会の別             | 受理番号  | 件 名                    | 処理の経過及び結果                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年<br>第2回定例会<br>6月定例会会議 | 請願第4号 | 三重県残土条例制定<br>を求める件について | <p>三重県残土条例制定を求め<br/>る件については、昨年度、他<br/>自治体における条例の制定状<br/>況、残土に関する県所管法<br/>令等の調査を行いました。</p> <p>今年度は、県内の残土処分<br/>場の状況や土砂の堆積で問題<br/>となっている事案の有無につ<br/>いて調査を行っております。</p> <p>今後は、調査結果の取りま<br/>とめを行うとともに、条例の<br/>必要性について検討を進めま<br/>す。</p> |
|                            |       |                        |                                                                                                                                                                                                                                    |



# 1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

| 施策番号 | 施策名        | 主担当<br>部局名 | 委員会意見                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                 |
|------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 132  | 交通安全のまちづくり | 環境生活部      | 交通安全施設について、側線や停止線、横断歩道など管理者が異なる場合もあるが、異なる管理者間で協議の場をつくり、連携を図りながら、計画的な整備を図りたい。                                         | 三重県交通対策協議会を構成する交通安全施設の保守・点検を担当する部局（管理者）に対して、連携が図られるよう要請します。                                                                                                        |
| 151  | 地球温暖化対策の推進 | 環境生活部      | M-EMSが下火になっているようだが、環境マネジメントシステムは経営方針であるということが理解されていないのではないかと。絶対数を増やす努力は必要であり、経営のために環境が重要であるという観点から、M-EMSの啓発に取り組まれない。 | I SOやエコアクションの認証取得者数が減少傾向にあり、M-EMSも新規取得者数は近年頭打ちとなっているものの認証取得者数自体は増加しています。そのため、引き続き説明会や構築講座等の開催を通じてさらなるM-EMSの普及に取り組むとともに、リフレッシュセミナー等の開催により、既存認証取得事業者の定着を図っていくこととします。 |



## 2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

### 施策132：交通安全のまちづくり

| 基本事業 | 事務事業        | ご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 交通安全企画調整費   | <p>●「施策に関する総括的な意見」の項で述べる「交通事故情報システム」あるいは「交通事故マップ」を他の画像・映像ツール等と併用することで、リスク情報の共有化を図り、議論の深化が期待できる。具体的には、事故情報とGoogle EarthおよびStreetViewの活用が考えられる。今後会議での効率的な議論を実施するには、大画面での討議が可能なコンピュータ画面や映像が利用可能な施設が望ましい。</p> <p>●負傷者数は減少したものの、死者数は大幅に増加しており、厳しい情勢が続いていると感じる。それにも関わらず「見直しの方向」が「現行通り」であることに違和感を覚えた。現行通りの取り組みでは抜本的な改善は難しいと思うので、改善策の検討を望む。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2    | 交通事故相談事業費   | <p>●相談事業は今後必要である。さらに、交通事故被害者や時には加害者の心のケアや生活の悩み相談を心理学専門家あるいは研修を受けた相談員が実施できるような体制も今後は求められる。</p> <p>●交通事故件数に比して相談件数が少ないような気がする。引き続き、交通事故の被害者や加害者及びその家族の方に、この相談窓口の存在を周知いただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3    | 交通安全運動推進事業費 | <p>●春と秋の交通安全運動は全国で行われるものであるが、ともすれば画一的となり、効果の乏しいものが含まれる恐れが高い。三重県の重点目標を定めるだけでなく、県内の地域ごとの重点目標を定め、特色化を図るべきである。特に、事故情報を地域ごとに県民に提供して啓発活動も推進する必要性が高い。県内運輸企業や団体とタイアップして、近年普及しているドライブレコーダの事故映像を、マスコミ等を通じて提供することも必要であろう。</p> <p>●春夏秋冬の交通安全運動の実施期間だけではなく、県民の交通安全意識の高揚に対しては、不断の努力をしていただきたい。「取組結果」欄に書かれていることは、結果というよりは取組内容であり、取組が「成果」（県民の意識の高揚）にどのように結びついたのかが明確では無いように思う。県が行う他の意識調査などの際に、県民の交通安全意識についても問うなど、成果を測定できるような工夫が有っても良いのではないか。</p> <p>●他の啓発プログラムにも当てはまるが、このような会に来る参加者の人数、例えば150名という数値は多いと評価してよいのか。県内の総人口からすると、大した数値ではないように思われる。仮に、彼らが持っている波及効果に期待しているのなら、それを数値化できる指標を当てて、評価するべきではないか。</p> |

4

## 交通安全地域活動育成費

●必要な事業を展開していると評価する。しかし、経費削減の傾向は続くと予想される状態で、今後の施策をどのように効果的に推進するかの記述がない。交通安全研修センター等の事業として、ホームページでパソコンや携帯電話への情報提供アプリを開発することも検討すべきである。観光用に開発されたアプリを活用すれば比較的安価にできるのではないかな。

●過去3年間、予算額も決算額も減り続けており、しかも前年度は予算の消化率が7割であるにもかかわらず、新年度も「見直しの方向」は「現行通り」で予算額もほぼ前年度と同額である理由が良く分からない。

●交通弱者の交通事故防止事業費と併せて実施すれば、効率的だと思う。交通安全意識高揚事業では、主に高齢者をターゲットにしているが、高齢者の安全を守るには高齢者本人だけではなく、地域全体としての取り組みを併せて実施することがより効果的であると考えられる。

13201

交通安全意識と交通マナーの  
向上に向けた啓発・教育の推  
進

5

飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動  
事業費

●必要な事業である。アルコール依存症の運転者だけでなく、仕事の関係等で飲酒習慣の強い運転者に対して、コンサルティングやカウンセリングができる体制を構築することが、アルコール依存のグレーゾーンの者の飲酒運転防止につながる。より実効性を高めるためには、飲酒運転防止のプログラムの活用や専門家の支援体制を構築すべきと考える。

●飲酒運転の根絶に向けては、郊外型の飲食店を狙い撃ちした啓発・取締りや、公共交通機関とも連携しての飲酒運転をしないで済むような環境づくりなど、社会全体を巻き込んだ広範な取組が必要なのではないかと考える。

●免許更新にあたって、再発防止受診に来なかった人には更新料を通常より高めに設定することはできないか。

8

6

## 交通安全研修センター管理運営費

●目標設定として受講者数などの人数が記載されているが、ターゲットとすべき対象者を「児童」「高齢者」「小学高学年の自転車利用者」などのように特定して、対象者数を設定する。たとえば、「対象者が一万人として、その2割（2千人）を2年間で研修する（目標値として受講率20%を設定）」のように記載してほしい。受講率を前提として教育的施策を考えないと、教育効果が想定できないことになる。全体への教育が無理ならば、県民（あるいはターゲット）を対象にするのではなく、県民（ターゲット）にアクセス可能な指導者育成、さらには教材開発に重点を置くようにする。新たな施設等の有効活用には、利用者の満足度などのプロセス評価指標のみならず、事故率減少やマナー向上などの目に見える効果（アウトカム指標の向上）が求められる。そうした効果測定も継続して実施してほしい。

●研修センターは重要な施設として機能させてほしい。そのためには、不断の教育効果の評価と見直しが不可欠である。最新かつ最高の教育を行うためには、ハードの整備、ソフトの充実、人材の育成が連動しなければならない。

●「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」を見ると、一定の効果が上がっていることが伺えた。

●最新の設備でリニューアルした研修センターなので、団体利用者に100円ずつ使用料を取ってはどうか。例えば、一部はセンター管理運営に充てるとともに、交通事故などの被害者などへの寄付を行うという形で進めれば、団体利用者の理解も深まると考えられる。

|    |                        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  |                        | 交通弱者の交通事故防止事業費 | <p>●高齢者への事故防止対策として重要な事業である。シルバーリーダーとしての資質向上のための研修も重要な課題である。さらに、リーダーへの支援として、研修以外にも、支援に必要な教育プログラムの提供、研修機器の充実などが不可欠である。さらに、高齢者事故防止には、高齢者自身への働きかけだけでなく、安全な道路や街づくりのために、リーダーの連絡会議等から道路行政への提案を行うといったアプローチができるようにすべきである。</p> <p>●地域でリーダー的な役割を果たす方は、町内会・自治会の役員や民生・児童委員など、他の役職もかねて多忙であることが多いので、そうした方々に過度の負担を強いないように、防犯・防災などの取組と一体化した運用を図るなどの工夫を期待する。</p> <p>●交通安全地域活動育成費と併せて実施すれば、効率的だと思う。</p> <p>●高齢者をターゲットにした政策は、他の分野と連動して進めるのがよい。高齢者に、最新の安全装備が付いた車の購入を促すのも一つの手ではないか。</p> |
| 8  |                        | 運転免許費          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 9  |                        | 運転免許センター維持管理費  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 10 |                        | 交通環境整備事業費      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 11 |                        | 交通安全意識高揚事業費    | <p>●マスコミを活用して、対策を通じて、いかに事故が減少したかも積極的に情報公開すべきである。地域の道路で事故の多い地点もニュースに取り上げられるように、働きかけをする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12 |                        | 国補交通安全施設整備費    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 13 | 13202<br>安全で快適な交通環境の整備 | 県単交通安全施設整備費    | <p>●県道や市町村道の整備に対して、限られた予算を有効に活用するためには、「事故情報の見える化」が重要である。事故多発の地点への事故パターンに応じた対策を優先的に実施することで効率が上がる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 14 |                        | 交通安全施設維持費      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 15 | 13203<br>交通秩序の維持       | 交通事故防止対策費      | <p>●指導取締りについて、悪質な違反取締りは当然として、初心者が犯しやすい合図不履行や携帯電話の使用などの軽微な違反にも目を向けることや、悪質違反では常習性の高い運転者への張り込み等の犯罪捜査に準じた手法も求められよう。違反取締への理解や取締りの効果を高めるためにはマスコミの理解が不可欠である。</p> <p>●シートベルト着用率と取り締まりとのBC (Benefit-Cost) 分析を一度、検討してほしい。その意図は、「取り締まり率⇒シートベルト着用率⇒死亡率」の因果関係を検討したことがあるのかということである。さらには、死亡率の観点からみる取り締まり率の最適化値はどの程度なのかを意識しているのかが気になる。</p>                                                                                                                                        |

## 施策に関する総括的な意見

●進展度が0であった理由として、そもそもの目標値の推計が合理的であったかについて、やや疑問が残る。もちろん、国全体の目標値があるので、そこから三重県の事故件数等の推計値は容易に算出できる。しかし、事故類型別や高齢者率などの三重県の特異性を考慮した推計値でなければならない。同じ事故発生件数であったとしても、高齢者ほど事故件数あたりの致死率は高い。また、歩行者事故や自転車事故の致死率も高い。高齢者人口は増えるので、死者数の増大要因として作用する。これらの要因別の推計をある程度反映させていないと、結果として目標が達成できなかったときに、その要因を特定することが困難となる。

●事故件数が低下したのに、死者数が増大したという結果で考えられる理由は、a)高齢者率の高さ、b)歩行者・自転車利用者率の高さ、c)衝突時走行速度の高さ、d)夜間事故率の高さなどである。これらについて、そもそもの設定(あるいは比較年のデータ)があると、予想が異なった原因がある程度推定できる。たとえば、「走行速度が上昇したことで致死率が上昇した」という事実があれば死者数増大の理由として成立する。しかし、こうした分析結果がほとんど示されておらず(これは三重県だけでなく、全国的な傾向である)、死者数の増減の理由が不明のまま終わってしまうことが多い。

●それゆえ、事故分析については専門家の意見を活用しつつ継続的に実施する必要がある。平成26年度の成果と課題の記述はその通りであるものの、より深い事故分析がなされるべきである。そのためにも、香川県や埼玉県で行われている人身事故の交通情報システムのように、県警あるいは県庁のホームページで、交通事故情報を公開し、地図等の情報と組み合わせることで広くリスク情報を県民が共有する方がよい。そして、県や専門家が実施した分析をマスコミや県民が検証することで、安全対策や施策への理解が深まる。

●高齢者対策であるが、高齢者を画一的にとらえるのではなく、健康状態を踏まえて、「正常加齢」と「病的加齢」を区別することや、免許の有無により「免許保有者」と「免許非保有者」を区別するなど、より詳細な個人特性の把握とそれに応じた対応の仕方を検討すべきである。

●長い歴史を有する交通安全教育や運転者教育であるが、これらをより効果的に実施するためには教育手法の検討が求められる。さらに、交通指導員等の教育担当者の資質向上、とくに教育技法の習得による人材養成に力を注ぐべきである。

●13201, 13202, 13203の活動指標は、確かに数値で達成度を測ることができる目標であるものの、その水準が大きく異なっている。次期計画では、より細部の目標を積み重ねることで、全体の13201「交通事故死傷者数の減少」に結び付けるように構成したほうがよいと考える。例えば、a)交通参加者の行動改善(シートベルト等の違反率の減少、走行速度の低下等)、b)対策への満足度の向上(ホームページアクセス数の増加、交通安全活動への参加率の向上、参加満足度の向上等)、c)事故率の改善(高齢者事故等の類型別での改善、衝突速度の低下、事故時の違反率の低下等)のような区分である。

●県民指標の実績値は、これまでと同様の取組みを継続するだけでは、底を打ってしまい大幅な改善は難しいのではないかと感じる。人口当たりで見ると、事故数や死傷者数はそれほど多くないにもかかわらず、死者数はワースト3位となっており、致死率の高さの改善に焦点を当てた取組が求められるのではないかと。また、交通事故の減少に向けては、一般市民のヒヤリハット体験を常時受け付け、市民目線も入れながら、危険箇所を把握し対策を講じることが有効なのではないかと思う。なお、次期の指標の設定に当たっては、全国の動向も念頭に置いたものとされるよう希望する。

●県の活動指標の目標達成結果とは切り離して、県民指標の結果だけで施策を評価するのは理解できない。

●県民指標である「交通事故死者数」だが、目標値の設定に問題があったのではないかとと思われる。次期の目標にあたっては再検討が必要ではないか。

(⇒死亡者=0が最も望ましいということは、情緒的には理解できる。ただし、あえて乱暴な言い方でいうと、政策を運営するときにはモニタリングコストとの兼ね合いを考慮しないといけない。その意味で、この数値目標はどうか。)

●死亡者数の推移資料によれば、H21：112名、H22：135名である。今回の数値とあまり変わらない。なんらかの共通点があるのか。

●基本事業13201：「活動指標」だが、目標項目に死傷者を置いてあるが、13201の事業を行ったことがどのように目標項目の達成に寄与しているのかがよくわからない。つまり、死傷者数が減ったことには、この啓発・教育事業以外の原因もあるのではないか。

●交通安全に関する施策は長年取り組まれてきたが、手法の新しさが求められている時代ではないかと思う。一例に、JR西日本では、酔っ払いの線路転落事故を減らすため、ホームの椅子をたてに配置換えしたらしい。実は、防犯カメラのデータを解析してみると、酔っ払いが線路に落ちるのは線路に沿って歩いて落ちる割合よりも、椅子から落ちる割合が高いことが明らかになったとのことである。このようなあらゆるビックデータ（例、ドライブレコーダーや防犯カメラなどのデータ）などを用いて、経験や勘だけではなく、事実ベースで検討することも必要ではないかと思う。

## 施策151：地球温暖化対策の推進

| 基 本 事 業                           | 事 務 事 業                           | ご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                 | 地球温暖化対策普及事業費                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガスの排出量の評価に当たっては、電力のCO2排出係数の値は電力会社(中部電力)が海外で獲得してきたクレジットを反映させた値を採用していいのではないかな。</li> <li>●「適応策」の視点を入れていくことは、ともすると温暖化が進行している現状を肯定しているとも受け取られてしまいがちであると思うので、そのような誤解を生まれないよう、啓発に当たっては工夫して行っていただきたい。</li> <li>●「BEMS」(Building Energy Management Systems：ビル・エネルギー管理システム) HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)はどの程度普及しているのか、環境配慮行動との関連性を検討することも重要である。</li> </ul>                        |
| 2<br>15101<br>温室効果ガス排出削減の取組<br>推進 | 地域と共に創る電気自動車等を活用した<br>低炭素社会モデル事業費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「見直しの方向」が「現行通り」となっているにもかかわらず、前年度より大幅に予算が少なくなっていることについては説明が要るのではないかな。</li> <li>●他分野の事業と連携を取るのはいかがでしょうか。例えば、施策132の交通安全のまちづくりとタッグを組み、モデル事業を拡張させることで、相乗効果が期待できるのではないかな。</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |
| 3                                 | くらしにおける温暖化適応策推進事業費                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「適応策」の視点を入れていくことは、ともすると温暖化が進行している現状を肯定しているとも受け取られてしまいがちであると思うので、そのような誤解を生まれないよう、啓発に当たっては工夫して行っていただきたい。</li> <li>●他分野のPR事業にも関連するが、例えば、このような気候変動影響レポートは年間どの程度印刷しているのか。環境生活部のみならず、県全体においては紙ベースではなく、他のPR媒体を用いることもありうるのではないかな。紙使用を減らし、森林を守り、CO2の発生も抑えられるのも重要だと思う。</li> <li>●佐賀県庁では、会議や打ち合わせの資料は、紙ではなくiPadを通じて電子ファイルで対応している。実際、三重県庁の状況はどうか。</li> </ul>                        |
| 4<br>15102<br>環境経営の促進             | 環境経営促進事業費                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●認証事業者を増やすというより、M-EMSの取組内容(負荷チェックの方法など)の共有化を図ることが重要ではないかな。</li> <li>●事業者の中には、M-EMSの認証を受けることなくISO14001の認証を受けている事業者はないかな。もしあるとすると、M-EMSの認証事業者数だけではなく、ISO14001の認証事業者数の動向も見ていく必要があるのではないかなと思う。</li> <li>●M-EMSの認証という事業の成果を上げるための手段が事業の目的そのものと化してしまわないよう、留意してほしい。</li> <li>●本来の目的からすると、M-EMSの登録数が重要ではない。この事業から得られる温暖化対策への効果が見込まれないのであれば、継続することの意義を改めて検討したほうがよいと思う。</li> </ul> |

|   |                  |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 |                  | 環境行動促進事業費       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ESD（持続可能な開発のための教育）として再出発すべきか。市町・学校との連携が不可欠ではないか。</li> <li>●「みえ環境大賞」の環境経営部門の応募者が少ない状況を改善するために新たな働きかけ等を行うのであれば、「見直しの方向」は「現行通り」ではないのではないか。</li> <li>●PR事業、講習会という伝達だけではインパクトがない。例えば、国立市では、環境保全の一環として市が住民を対象とした調査で使う封筒を、再利用できるものになっている。そういう試みから始まるものだと思う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| 6 | 15103<br>環境行動の促進 | 環境総合情報システム運営費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合情報システムを通じて、M-EMSで行っている取組内容を普及・共有化したらどうか。</li> <li>●ホームページ「三重の環境」は、誰に何を伝えるためのものなのかという位置付けが、必ずしも明確になっていないように感じる。</li> <li>●ホームページ「三重の環境」の「投稿写真」のコーナーは、参加型で、アクセス数を増やすためには有効な取組であると思う。なお、県内のさまざまな環境関係の団体・取組のポータルサイト的な方向を目指す、より多くのアクセスが望めるのではないかなと思う。</li> <li>●アクセス数が減少しているとのことだったので、HP「三重の環境」を拝見した。しかし、このHPから環境保全の深刻性を感じることはできなかった。問題の所在を手っ取り早く伝えたいのであれば、最初のHP画面に環境の深刻な現状を載せるぐらいのインパクトがあることが重要だと思う。環境関連の専門用語がたくさんあるHP情報だけでは、普通の県民に関連情報が届いていないということが懸念される。</li> </ul> |
| 7 | 15104<br>環境教育の推進 | 環境学習情報センター運営費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町・学校との連携が不可欠ではないか。</li> <li>●県の環境学習情報センター（四日市市）と、四日市市の「四日市公害と環境未来館」（旧環境学習センター）と、似たような機能を持っている施設が近接しているように感じる。現状では指定管理者が同一のため、それなりにうまく連携が取れているようであるが、今後、戦略的に連携・役割分担の方策を検討していく必要があるのではないかな。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8 |                  | サンパウロ州環境保全支援事業費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●サンパウロ州関係者に対する研修に際しては、単に日本での研修ということではなく三重県が行っているということを、広くサンパウロ州民にも知ってもらえるよう工夫してほしい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

施策に関する総括的な意見

- CO2削減に関する具体的な政策手法を持つことが必要であると考え。来年度から電力の小売自由化が始まる。これによって、電力の地産地消が可能になる。三重県下には、中部地域では最大規模の再生可能電力が導入されている。この県下の再生可能電力を、例えば、県の企業庁が電力小売事業者として再エネ買取制度に基づき調達し、県下の家庭等に小売することによって、大きなCO2削減効果をもたらす。また、これによって、中部電力に流れていた膨大な資金（電気代）の三重県内への還流が見込まれる。さらに、小売事業としての事業性があることから、県の歳入の増加を見込むことができる。
- 県民指標は、国から発表される数値を待って実績値としているため、タイムラグがありすぎて前年度の取組に対する評価とはいえなくなってしまう。幾つかの世帯を選んで調査する「視聴率」や、代表的な銘柄を選んでの「日経平均」のように、複数の工場や運送会社、オフィスや家庭からサンプルを抽出して県独自に排出量を測定するような方法は考えられないか。そうした手法が他の都道府県にも広がれば、削減率が都道府県間の競争になり、県民の意識啓発にもつながると思う。
- 15103環境行動の促進、15104環境教育の推進を分けて実施することの意義がわからなかった。仮に両事業を併せて実施すると、どのようなデメリットがあるのかを教えてほしい。
- 15103環境行動の促進、15104環境教育の推進を素直に評価すると、どれだけ環境行動を行ってきたかを測定するのが筋。講座に参加しているだけで、環境配慮行動が促進されたとは言えない。そもそも、環境配慮行動の促進を妨げる要因は、意識と行動がリンクしていないことが根底にある。環境心理学では、環境配慮しない行動をいかにコントロールするのか、それとも、個人が自分だけ損しているという気持ちを低減させることが重要だと指摘されている。そのような個人の心理的状況をうまく事業にリンクさせることもヒントになりうる。
- 次の総合計画を立てるときに考えてほしいが、厳しい財政状況で選択と集中が求められている環境のなかで、本施策の必要性を、県民にわかりやすく説明する必要がある。

### 3 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案について

#### ◎環境生活部が主担当の施策について

環境生活部が主担当である施策は、次表のとおりです。

なお、第一次行動計画との比較は別紙に、主担当である施策の詳細は別冊1「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案 環境生活部関係分抜粋」にまとめました。

|           | 政策                 | 施策                               | 別冊1.<br>の頁 |
|-----------|--------------------|----------------------------------|------------|
| Ⅰ<br>「守る」 | 4 暮らしの安全を守る        | 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり | 2          |
|           |                    | 143 消費生活の安全の確保                   | 4          |
|           | 5 環境を守る            | 151 地球温暖化対策の推進                   | 6          |
|           |                    | 152 廃棄物総合対策の推進                   | 8          |
|           |                    | 154 大気・水環境の保全                    | 10         |
| Ⅱ<br>「創る」 | 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 | 211 人権が尊重される社会づくり                | 14         |
|           |                    | 212 地域の活力を高める女性活躍の推進             | 16         |
|           |                    | 213 多文化共生社会づくり                   | 18         |
|           | 2 学びの充実            | 228 文化と生涯学習の振興                   | 20         |
|           | 5 地域の活力の向上         | 255 協創のネットワークづくり                 | 22         |

※他部局が主担当である施策（一部の基本事業が環境生活部が主担当）

|   |         |                      |    |
|---|---------|----------------------|----|
| Ⅰ | 1 防災・減災 | 111 災害から地域を守る人づくり    | 24 |
| Ⅱ | 2 学びの充実 | 226 地域に開かれ信頼される学校づくり | 26 |



参考資料：第一次行動計画との比較

【第一次行動計画】

主担施策計 11

主担基本事業計 35

| I 「守る」         |                |                                   |
|----------------|----------------|-----------------------------------|
| 3 暮らしを守る       | 132 交通安全のまちづくり | 13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 |
|                |                | 13202 安全で快適な交通環境の整備               |
|                |                | 13203 交通秩序の維持                     |
|                | 133 消費生活の安全の確保 | 13301 消費者の自立のための支援                |
|                |                | 13302 消費者被害の防止・救済                 |
| 5 環境を守る持続可能な社会 | 151 地球温暖化対策の推進 | 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進             |
|                |                | 15102 環境経営の促進                     |
|                |                | 15103 環境行動の促進                     |
|                |                | 15104 環境教育の推進                     |
|                | 152 廃棄物総合対策の推進 | 15201 ごみゼロ社会づくりの推進                |
|                |                | 15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進          |
|                |                | 15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 |
|                | 154 大気・水環境の保全  | 15401 大気・水環境への負荷の削減               |
|                |                | 15402 自動車環境対策の推進                  |
|                |                | 15403 生活排水対策の推進                   |
|                |                | 15404 伊勢湾の再生                      |
|                |                | 15405 環境保全のための調査研究の推進             |

別紙

【第二次行動計画(仮称)中間案】

主担施策計 10

主担基本事業計 37

| I 「守る」      |                                  |                                      |
|-------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 4 暮らしの安全を守る | 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり | 14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進    |
|             |                                  | 14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 |
|             |                                  | 14203 安全で快適な交通環境の整備                  |
|             |                                  | 14204 交通秩序の維持                        |
|             | 143 消費生活の安全の確保                   | 14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援              |
|             |                                  | 14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保              |
| 5 環境を守る     | 151 地球温暖化対策の推進                   | 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進                |
|             |                                  | 15102 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくり           |
|             |                                  | 15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進                |
|             |                                  | 15104 環境教育の推進                        |
|             | 152 廃棄物総合対策の推進                   | 15201 ごみゼロ社会の実現                      |
|             |                                  | 15202 産業廃棄物の3Rの推進                    |
|             |                                  | 15203 廃棄物処理の安全・安心の確保                 |
|             |                                  | 15204 不適正処理の是正措置の推進                  |
|             | 154 大気・水環境の保全                    | 15401 大気・水環境への負荷の削減                  |
|             |                                  | 15402 自動車環境対策の推進                     |
|             |                                  | 15403 生活排水対策の推進                      |
|             |                                  | 15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進                |
|             |                                  | 15405 環境保全のための調査研究成果の還元              |

| Ⅱ「創る」              |                         |       |                        |
|--------------------|-------------------------|-------|------------------------|
| 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 | 211 人権が尊重される社会づくり       | 21101 | 人権が尊重されるまちづくりの推進       |
|                    |                         | 21102 | 人権啓発の推進                |
|                    |                         | 21103 | 人権教育の推進                |
|                    |                         | 21104 | 人権擁護の推進                |
|                    | 212 男女共同参画の社会づくり        | 21201 | 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進   |
|                    |                         | 21202 | 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進  |
|                    |                         | 21203 | 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 |
|                    |                         | 21204 | 性別に基づく暴力等への取組          |
|                    | 213 多文化共生社会づくり          | 21301 | 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援  |
|                    |                         | 21302 | 外国人住民の地域社会参画支援         |
|                    | 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり | 21401 | 県民の社会参画活動への支援          |
|                    |                         | 21402 | NPOが活発に活動できる環境の充実      |
|                    |                         | 21403 | NPOとさまざまな主体との「協創」の推進   |
| 6 文化と学び            | 261 文化の振興               | 26101 | 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実     |
|                    |                         | 26102 | 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用     |
|                    | 262 生涯学習の振興             | 26201 | 学びあう場の充実               |
|                    |                         | 26202 | 地域と連携した社会教育の推進         |

※下線は、環境生活部主担の施策に位置づけている、他部局の基本事業

※他部局が主担当である施策(一部の基本事業が環境生活部が主担当)

|              |                      |       |         |
|--------------|----------------------|-------|---------|
| Ⅱ-2<br>教育の充実 | 221 学力の向上<br>(教育委員会) | 22105 | 私学教育の振興 |
|--------------|----------------------|-------|---------|

| Ⅱ「創る」              |                      |       |                                 |
|--------------------|----------------------|-------|---------------------------------|
| 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 | 211 人権が尊重される社会づくり    | 21101 | 人権が尊重されるまちづくりの推進                |
|                    |                      | 21102 | 人権啓発の推進                         |
|                    |                      | 21103 | 人権教育の推進                         |
|                    |                      | 21104 | 人権擁護の推進                         |
|                    | 212 地域の活力を高める女性活躍の推進 | 21201 | 政策・方針決定過程への女性の参画                |
|                    |                      | 21202 | 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進           |
|                    |                      | 21203 | あらゆる分野における女性活躍の推進               |
|                    |                      | 21204 | 性別に基づく暴力等への取組                   |
|                    | 213 多文化共生社会づくり       | 21301 | 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 |
|                    |                      | 21302 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援            |
|                    |                      |       |                                 |
| 2 学びの充実            | 228 文化と生涯学習の振興       | 22801 | 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実              |
|                    |                      | 22802 | 文化財の保存・継承・活用                    |
|                    |                      | 22803 | 学びとその成果を生かす場の充実                 |
|                    |                      | 22804 | 社会教育の推進と地域の教育力の向上               |
|                    |                      |       |                                 |
| 5 地域の活力の向上         | 255 協創のネットワークづくり     | 25501 | 県民の社会参画の促進                      |
|                    |                      | 25502 | 学生の地域活動への参画促進                   |

|              |                                 |       |                  |
|--------------|---------------------------------|-------|------------------|
| Ⅰ-1<br>防災・減災 | 111 災害から地域を守る人づくり<br>(防災対策部)    | 11103 | 災害ボランティアの活動環境の充実 |
| Ⅱ-2<br>学びの充実 | 226 地域に開かれ信頼される学校づくり<br>(教育委員会) | 22604 | 私学教育の振興          |

## 4 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（最終案）について

三重県人権施策基本方針（第二次改定）については、三重県人権施策審議会における審議や、中間案に対する県民への意見募集の結果等をふまえ、記述内容の変更を行い、最終案を作成しました。

なお、当方針については、11月定例会に議案として提出させていただく予定です。

### 1 パブリックコメントの実施

平成27年7月3日から平成27年8月3日までの間に、中間案について意見募集を行ったところ、82件の意見が提出されました。

パブリックコメントの概要と対応状況は、別紙1のとおりです。

パブリックコメントの結果をふまえ、中間案からの主な変更点は、別紙2のとおりです。

### 2 最終案の内容

最終案の概要は、別紙3のとおりです。また、詳細については、別冊2「三重県人権施策基本方針（第二次改定）（最終案）」のとおりです。

### 3 三重県人権施策審議会での審議状況

平成25年9月 第1回審議会（基本方針の改定に向けて意見交換）

平成26年9月 第1回審議会（基本的な考え方、全体スケジュール等の審議）

平成27年2月 第2回審議会（骨子案の審議）

6月 第1回審議会（中間案の審議）

7月～8月 パブリックコメントの実施

9月 第2回審議会（最終案の審議）

### 4 基本方針に基づく人権施策の推進

基本方針（第一次改定）の取組方向に沿って、平成23年3月に「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定し、人権施策の推進に取り組んでいましたが、この計画が平成28年3月末で終了することから、基本方針（第二次改定）に基づく「新たな行動プラン（仮称）」を平成27年度内に策定します。

新たな行動プラン（仮称）の構成案については、別紙4のとおりです。

（参考） 新たな行動プラン（仮称）の策定

11月 第3回人権施策審議会（中間案）

12月 環境生活農林水産常任委員会（中間案）

12月～1月 パブリックコメント

2月 第4回人権施策審議会（最終案）

3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案）

## パブリックコメントの概要と対応状況

## (1) ご意見の項目と件数

| 項 目            |               | 件数 | 個人 | 団体 |
|----------------|---------------|----|----|----|
| 全体             |               | 12 | 12 |    |
| 第1章 基本的な考え方    |               |    |    |    |
|                | 基本理念          | 2  | 2  |    |
| 第2章 人権施策の推進    |               |    |    |    |
|                | 人権施策の推進       | 2  | 2  |    |
|                | 人権が尊重されるまちづくり | 6  | 6  |    |
|                | 人権啓発の推進       | 7  | 7  |    |
|                | 人権教育の推進       | 3  | 3  |    |
|                | 相談体制の充実       | 7  | 7  |    |
|                | さまざまな人権侵害への対応 | 1  | 1  |    |
|                | 人権課題のための施策    |    |    |    |
|                | 同和問題          | 5  | 5  |    |
|                | 子ども           | 1  | 1  |    |
|                | 女性            | 7  | 5  | 2  |
|                | 障がい者          | 9  | 4  | 5  |
|                | 高齢者           | 1  |    | 1  |
|                | 外国人           | 3  | 3  |    |
|                | 患者等           | 2  | 2  |    |
|                | 犯罪被害者等        | 3  | 3  |    |
|                | さまざまな人権課題     | 9  | 8  | 1  |
| 第3章 人権施策の推進体制等 |               |    |    |    |
|                | 人権施策の推進体制等    | 2  | 2  |    |
| 合 計            |               | 82 | 73 | 9  |

## (2) 最終案への反映状況

| 区 分                 | 件 数 |
|---------------------|-----|
| ①反映するもの             | 30  |
| ②既に含まれている意見・質問であるもの | 15  |
| ③今後の取組に反映・参考とするもの   | 12  |
| ④反映することがむずかしいもの     | 15  |
| ⑤その他（①～④に該当しないもの）   | 10  |
| 合 計                 | 82  |

# 「三重県人権施策基本方針」(第二次改定)中間案からの主な変更点

別紙2

パブリックコメントに寄せられた意見を反映し、最終案を変更した30件のうち、主なものは、次の14件です。また、残り16件の内訳は、用語用法上の整理に関するものが15件、文章表現に関するものが1件です。

| 番号 | 人権課題等     | 頁  | 意見の概要                                                                                                                          | 変更内容                                                                                                                                              |
|----|-----------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 人権教育の推進   | 12 | 「関連データ」の「人権や差別をめぐっての考え方」について、「人権教育の推進」の項目との整合性がわかりません。                                                                         | 「関連データ」には、「人権教育の推進」とより関係の深い項目のみ抽出するとともに、「現状と課題」に、人権について学ぶことや、人権問題を自分の問題としてとらえることが必要であることを追記しました。                                                  |
| 2  | 女性        | 25 | 「基本方針」には、「セクシュアル・ハラスメント」についての記述がありますが、「現状と課題」や「めざす姿」には記載がないので、明記する必要があると思います。                                                  | 「現状と課題」に、セクシュアル・ハラスメントに関する相談機関への相談が多いことや、女性への暴力を許さない意識の醸成が必要であることを追記しました。                                                                         |
| 3  |           | 25 | 育児や介護を行う労働者にとって、雇用の継続は最大の課題となっていますが、マタハラなど不利益取り扱いの実態についての記述がないことから、課題と取組の必要性を記述する必要があると思います。                                   | 労働者の雇用の継続、職業生活と家庭生活の両立を図るため、法制度の整備が進んでいる一方で、マタニティ・ハラスメント等不利益取り扱いに関する相談が増加していることや、子育て・介護を地域や社会全体で支えながら、男女がともに安心して働くことができる環境づくりが引き続き重要であることを追記しました。 |
| 4  |           | 25 | 「現状と課題」に、「マタニティ・ハラスメント」を記述する必要があると思います。                                                                                        | 職業生活と家庭生活の両立を推進するうえで、マタニティ・ハラスメント等の不利益取り扱いが課題となっていることを追記しました。                                                                                     |
| 5  |           | 26 | 「関連データ」について、性別による役割分担意識の状況をみるのであれば、「各分野の男女の地位の平等感(内閣府)」よりも、「男女共同参画に関するアンケート(三重県)」のほうが適切だと思います。                                 | 県が実施した「男女共同参画に関するアンケート(e-モニターアンケート)」の調査結果に変更しました。                                                                                                 |
| 6  |           | 27 | 「取組項目」の3について、多様な生活や働き方を実現するためには、均等待遇の確保が根幹であることを記述してください。                                                                      | 取組項目の3を、「働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり」に修正しました。                                                                                        |
| 7  |           | 30 | 「めざす姿」等で、「同じ社会の構成員である」としながら、なぜ、「障がい者」は、「社会参加」だけなのでしょう。当然の権利として、「参画」も追加する必要があると思います。                                            | 障害者基本法及び障害者総合支援法においては、「社会参加」のみが使用され、そこには「社会参画」の意味合いが含まれていますが、その理念やめざす姿は、参加、参画をめざすものであることから、「社会参加、参画」に修正しました。                                      |
| 8  | 障がい者      | 30 | 県では、障がい者雇用の促進に力を入れていますが、「めざす姿」には、「住み慣れた地域で暮らしたいと願う障がいのある人」とあるだけで、「働きたい」ということの記述がありません。「住み慣れた地域で暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人」と修正してください。 | 「住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。」と修正しました。                                    |
| 9  |           | 30 | 「基本方針」に、「働きたい」という障がい者の願いについての記述がないので、「働きたい人が仕事を得ることができる」ということを追加してください。                                                        | 基本方針に、働きたい人が仕事を得ることができるよう環境整備を進めることを追記しました。                                                                                                       |
| 10 | 高齢者       | 33 | 「現状と課題」に、高齢者は「地域の担い手」、「社会の中で役割を持ち」とあることから、「取組項目」の1については、「高齢者の社会参加」ではなく、「社会参加、参画」とすべきだと思います。                                    | 「高齢者の社会参加、参画」に修正しました。                                                                                                                             |
| 11 | 外国人       | 35 | 「現状と課題」に、「インターネットを使った差別的助長・扇動」についても記述する必要があると思います。                                                                             | インターネット上における差別的言動や他人を扇動する言動が社会的関心を集め、人権侵害となっていることを追記しました。                                                                                         |
| 12 |           | 35 | 「基本方針」と「取組項目」に、県議会でも取り上げられた「ヘイトスピーチ」規制に関する取組や国への要望など、規制に向けた動きも位置づけてください。                                                       | 「現状と課題」に、国連の委員会からの勧告や、県議会における請願の採択など、いわゆるヘイトスピーチ問題に関する動きを追記しました。                                                                                  |
| 13 | さまざまな人権課題 | 44 | 「ニート問題」についての内容が不十分だと思います。                                                                                                      | ニート等の問題については、雇用問題のみならず、対人関係や精神的な問題を抱える層が少なくないということを追記しました。                                                                                        |
| 14 |           | 47 | 課題については、明確に書かれているのに、今後の取組が不十分と考えます。身近な地域社会や就労の場にある課題の解決に向けて取り組むことを記述してください。                                                    | 「現状と課題」において、今後も、性的マイノリティの人びとに対する偏見や差別意識をなくすため、学校、地域、企業・職場等さまざまな場で教育・啓発を推進することを追記しました。                                                             |

人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月1日施行）

（基本方針）

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の基本理念
- 二 人権に関する意識の高揚に関すること。
- 三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項



三重県人権施策基本方針（平成11年3月策定、平成18年3月第一次改定）

（めざす社会）

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会

（1）公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会

県民一人ひとりが尊重され、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの意思に基づいて、いざいざと活動できる社会

（2）さまざまな文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会

それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識が定着し、全ての人が個人として尊重される社会

第二次改定のポイント

①人権をめぐる社会状況の変化

子どもや高齢者、障がい者への虐待、女性への暴力、誤った知識や偏見に基づいた差別等、さまざまな人権問題が存在

さらに、インターネット上での人権侵害など対応の強化が求められている課題や、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災等の影響による避難住民への人権の配慮など新たな課題も生じ、迅速かつ的確な対応が必要となっていることから、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」を「さまざまな人権課題」に追加

②人権施策の推進に係る取組状況の検証、基本方針の見直し

第一次改定以降の取組の成果や課題、法制度の整備状況、県の関連計画の改定等をふまえ、「同和問題」をはじめ、「子ども」、「女性」、「障がい者」など基本方針に位置付けている個別の人権課題について、「現状と課題」、「取組項目」などの内容の見直し

三重県人権施策基本方針（第二次改定）（最終案）の構成

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

2 めざす社会

3 基本理念

（1）公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

（2）さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

第2章 人権施策の推進

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくり

2 人権意識の高揚のための施策

（1）人権啓発の推進

（2）人権教育の推進

3 人権擁護と救済のための施策

（1）相談体制の充実

（2）さまざまな人権侵害への対応

4 人権課題のための施策

同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・外国人・患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者、難病患者等）・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害・さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

2 人権施策の推進体制と仕組み

（1）推進体制

（2）仕組み

## 新たな行動プラン（仮称）の構成案

### 第1章 基本的な考え方

- 1 策定の経緯
- 2 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の基本理念
- 3 新たな行動プラン（仮称）の取組方向
- 4 新たな行動プラン（仮称）の基本的な視点

### 第2章 施策分野別の取組方向

- (1) 施策分野1「人権が尊重されるまちづくり」  
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

- (2) 施策分野2「人権意識の高揚」  
人権施策201 人権啓発の推進  
人権施策202 人権教育の推進

- (3) 施策分野3「人権擁護と救済」  
人権施策301 相談体制の充実  
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応

- (4) 施策分野4「人権課題」

- 人権施策401 同和問題
- 人権施策402 子ども
- 人権施策403 女性
- 人権施策404 障がい者
- 人権施策405 高齢者
- 人権施策406 外国人
- 人権施策407 患者等

（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

- 人権施策408 犯罪被害者等
- 人権施策409 インターネットによる人権侵害
- 人権施策410 さまざまな人権課題

（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

### 第3章 計画の推進

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 計画の推進と進捗管理

#### ※ 計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間



## 5 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

### 1 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

三重県人権施策基本方針に基づき、第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランに掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめました。

#### (1) 年次報告の主な構成

年次報告は、第二次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策(16施策)ごとに、次の項目により構成しています。

① データからみた状況、関係法令等の動き

② 現状と課題

ア 国連・国・他の都道府県の状況

イ 三重県の状況(県の主な取組状況、多様な主体による取組状況(民間、市町の取組事例))

③ 今後の取組方向

#### (2) 2015(平成27)年度版 年次報告の概要

##### ① 各施策体系における取組状況等(主なもの)

###### ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

県内で人権が尊重されるまちづくりを実践している団体や住民組織等を訪問し、取組内容の把握に努め、その結果を年次報告で紹介しました。

また、人権が尊重されるまちづくりの取組を県内各地に広げていくため、地域が自主的に開催する研修会に講師やアドバイザーを派遣しました。

【課題】人権が尊重される社会の実現に向け、人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域で進められるよう、市町等と連携し、地域で活動する団体等に働きかけを行うことや事業の周知が必要です。

###### イ 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進については、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した感性に訴える啓発、県民参加型啓発、スポーツ組織との連携による人権を身近に感じてもらうための啓発事業等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開しました。

人権教育の推進については、教職員を対象とした人権教育の推進に係る研修会等を実施するとともに、指導主事等が各市町教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの検討、授業内容の改善・充実への助言等に取り組みました。

【課題】人権啓発事業の実施にあたっては、多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するとともに、県民一人ひとりが自らの問題と感じてもらえるよう啓発手法の工夫が必要です。また、人権教育については、人権尊重の意識と実践力を養うため、学校教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実を図ることが必要です。

#### ウ 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談に対応するため、人権センターに相談窓口を設け、電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。また、県内で相談業務に取り組む相談員等の資質向上を図るため、人権に関わるスキルアップ講座等を開催しました。

人権侵害への対応については、DV事案が複雑化、深刻化していることから、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実や、相談窓口、DVに対する支援施策等の周知に取り組みました。また、子ども虐待防止、いじめ防止に向け、街頭啓発や講演会等を行いました。

【課題】多様化する人権相談に対応するため、相談員等の資質向上に一層努めるとともに、県人権センターだけでなく、各相談機関が機能の充実を図ること、相互に連携を強化していくことが必要です。

#### エ 人権課題のための施策

同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者など個別の人権課題の解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・同和問題の解決に向けて、県民が同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、県民人権講座を開催するとともに、市町が設置している隣保館の相談事業等の取組を支援
- ・児童虐待に的確に対応するため、児童相談所において、児童虐待のリスクアセスメントツール（初期対応の的確化）を運用するとともに、初期対応後の援助方針の的確性を高めるためのニーズアセスメントツールを開発
- ・男女がいきいきと働き、共に活躍する環境づくりを進めるため、平成 26 年 9 月に「女性の大活躍推進三重県会議」を設置し、各企業・団体等の取組を見える化する取組を行うなど、広く女性の活躍推進の機運を醸成
- ・障がい者雇用を県民総参加で推進するため、平成 26 年 11 月に「三重県障がい者雇用推進協議会」を設置し、同年 12 月には、ステップアップカフェ「C o t t i 菜」を開設
- ・地域包括支援センターの機能強化を図るため、職員研修会を実施するとともに、市町の地域ケア会議等へ専門家を派遣
- ・多文化共生社会づくりを推進するため、啓発イベントを開催するとともに、外国人住民等イベント参加者が意見交換を行うワークショップをあわせて開催

【課題】背景や問題点の異なる個々の人権課題に対応するため、さまざまな主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

② 今後の主な取組方向（平成 27 年度以降）

ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、現在まちづくりに取り組んでいる団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。

イ 人権意識の高揚のための施策

県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動に移していくことを目標として、さまざまな主体と連携・協働し、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう取り組みます。また、人権教育の推進にあたっては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを取り巻く問題の解決や未然防止を図るための取組を進めます。

ウ 人権擁護と救済のための施策

県民からの人権相談に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上を図るための講座を開催するとともに、各相談機関の連携を強化するため、情報共有や意見交換の場を提供していきます。

エ 人権課題のための施策

児童や高齢者等への虐待、いじめの問題等、重大な人権侵害への対応や未然防止策の速やかな実施に努めるとともに、関係部局が連携・協力し取組を強化していきます。

(3) 今後の予定等

三重県人権施策審議会（9月10日開催）において、平成26年度の取組実績を報告し、今後の取組についてご意見をいただきました。

今後、同年次報告を県ホームページに掲載し、県民への周知を行うとともに、冊子を市町や国等関係機関に配布し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

## 「人権施策基本方針（第一次改定）」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要について

### 1 人権施策基本方針（第一次改定）について

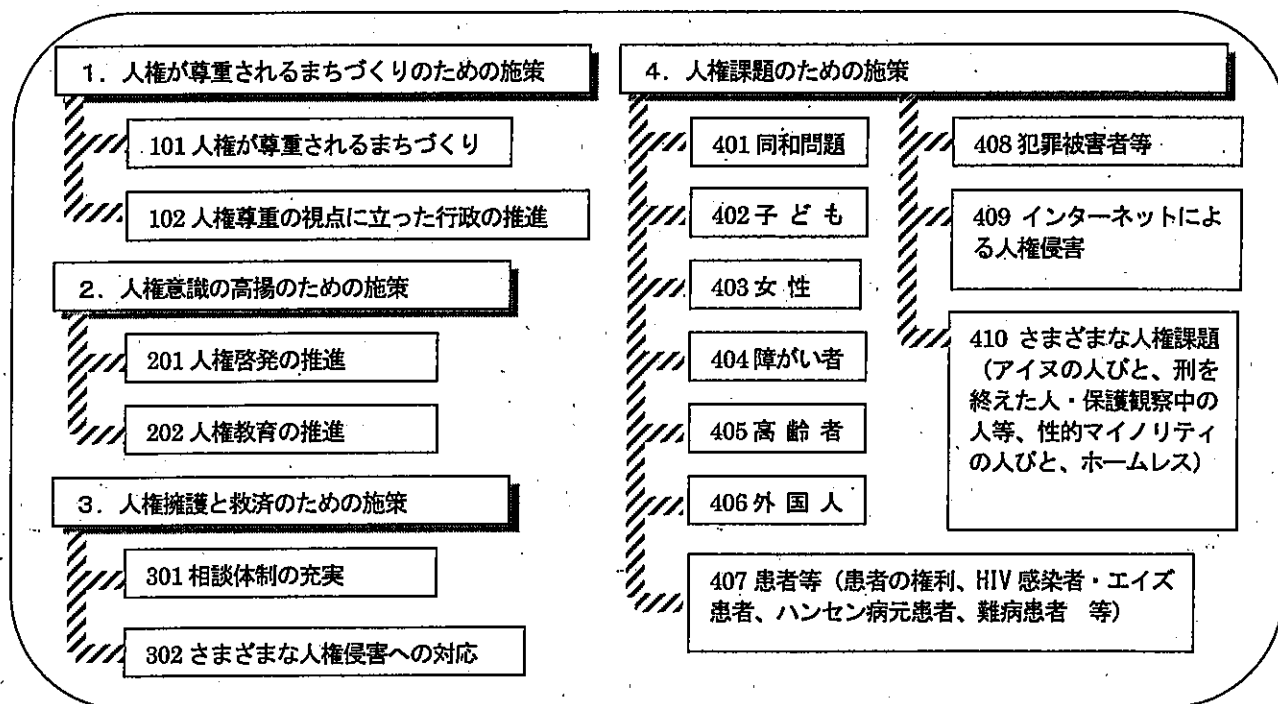
○平成 18 年 3 月第一次改定（前基本方針は平成 11 年 3 月策定）

→「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成 9 年 10 月）に基づき作成された基本計画

○計画期間：平成 18 年度から概ね 10 年後をめどに見直し

○「基本理念（めざす社会）」と「めざす社会の実現に向けた基本的な考え方」

○人権施策基本方針における人権施策体系

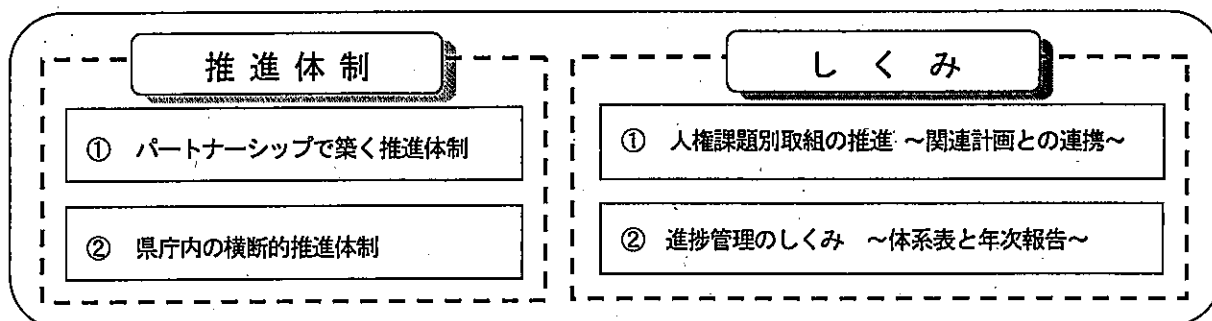


### 2 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

○「人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、具体的な取組（プラン）と推進体制等について定める（平成 23 年 3 月策定）。

○計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度

○人権施策の推進体制としくみ



## 6 三重県男女共同参画の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、第2次三重県男女共同参画基本計画の施策の実施状況について、年次報告として取りまとめました。

### 1 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価や第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく平成26年度事業実施概要等で構成しています。

- (1) 県の自己評価（平成27年版成果レポートのうち施策212）
- (2) 三重県における男女共同参画の現状
- (3) 第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく平成26（2014）年度事業実施概要
- (4) 資料（目標値、参考データ、三重県男女共同参画審議会による提言・評価（平成25年10月）に対する取組状況等）

### 2 平成27（2015）年版 年次報告の概要

#### (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の附属機関における男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう、県庁内各部局へ事前協議の実施を庁内会議で徹底するとともに、文書で依頼しました。

市町における男女共同参画を推進するため、市町担当者研修会（基礎1回、応用2回）を開催するとともに、基本計画未策定の町を訪問して、策定に向けた働きかけを行いました。

【課題】政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつありますが、審議会等における女性委員の割合は、25.8%（県33.6%、市町24.8%）と十分とは言えない状況です。引き続き、県が率先して女性委員の割合を高めるとともに、市町に対する働きかけも必要です。

#### (2) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムの開催や情報誌「Frente」（年4回）の発行による啓発を行いました。また、「フレンテみえ」の職員が高校や団体に出向いて講演を行う「フレンテトーク」（67回）や、地域のイベントで啓発事業を行う「出前フレンテ」（4回）を実施し、幅広く男女共同参画意識の普及を図りました。

【課題】平成26年度に実施した調査では、社会全体の男女の地位に関する設問において、「男性の方が優遇されている」は61.2%で、「女性の方が優遇されている」の9.5%を大きく上回っており、幅広い年齢層や男性を含めた啓発が必要です。

### (3) 働く場における男女共同参画の推進

平成26年9月に企業・団体等のトップのリーダーシップによる取組を見える化し広く女性活躍の機運を醸成するため「女性の大活躍推進三重県会議」を設置するとともに、男性管理職を対象としたセミナーのほか女性管理職のスキルアップセミナーや座談会を実施しました。

また、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない仕事と育児が両立できる職場づくりを促進するため、企業経営者や人事労務担当者を対象としたセミナーを開催するとともに、企業等が実施する社員研修会へ講師を派遣しました。

【課題】 少子高齢化の進展や人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化は、女性を取り巻く環境に大きく影響し、活力ある社会を維持するため、これまで以上に女性の活躍が期待されています。女性のスキルアップや能力発揮に向けて、社会制度・慣行の見直し、キャリア形成等の支援の取組が必要です。

### (4) 家庭・地域における男女共同参画の推進

「フレンテみえ」において、家庭・地域等への男性の参画を啓発するため、男性講座（働き盛り世代向け、定年世代向け各1回）を開催するとともに、防災を切り口として地域で活躍できる男女共同参画の視点を持った新たな人材を育成するための講座（2回）を開催しました。

【課題】 男性中心型労働慣行による男性の長時間労働は、男性が家庭生活や地域活動に関わることを難しくするとともに、女性が家事や育児、介護を負担する割合を高めている面があるため、男性の意識や働き方の改革を進めるとともに、家庭や地域の一員として、男女が共に責任を果たすことができる取組が必要です。

### (5) 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）中に、警察、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動（24か所）や女性に対する暴力防止セミナーを実施するとともに、公共施設等へのDV相談先カードの配置（616か所）や高校生へのデートDV防止パンフレット（14,550冊）の配布を行いました。

また、性犯罪・性暴力被害者の総合的な支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（平成27年6月設置）の準備を進めました。

【課題】 DV等の相談件数は減少しておらず、今後もDV被害者対応等について関係機関等と連携を強化するとともに、DV被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談・支援先の継続した周知が必要です。

### 3 今後の主な取組方向（平成27年度以降）

#### （1）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の附属機関における女性委員の割合が高まるよう、引き続き、県庁内各部局に強く働きかけます。また、市町主管課長会議等において女性の活躍促進をはじめとする国の動き等について情報提供を行うとともに、男女共同参画の取組推進のために市町の実情に応じた支援を行います。

#### （2）男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「フレンテみえ」と密接に連携しながら、男女共同参画の意識の普及とともに、女性の活躍促進や男性の育児参画など具体的行動につながる研修学習や参画交流等の事業を進めていきます。

#### （3）働く場における男女共同参画の推進

企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を働きかけ、女性活躍の気運を醸成するとともに、経営者や男性管理者向けセミナーの開催、企業の取組へのアドバイザー派遣などの支援を行います。

また、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業の取組を促進するための支援を行うとともに、大学生等を対象に、就職後のマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。

#### （4）家庭・地域における男女共同参画の推進

男性が家庭生活や地域活動に関わりやすくなるよう、子育て世代や定年世代の男性をターゲットとした効果的な講座を実施します。また、地域における男女共同参画を進める人材を育成するため、地域住民からさまざまな相談を受ける民生・児童委員を対象とした地域リーダー養成講座を実施します。

#### （5）心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

DVをはじめとしたあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携しながら街頭啓発等を実施します。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、被害に遭われた方が安心して相談できるよう、若年層への周知にも一層力を入れていきます。



【参考資料】

第一期実施計画における基本施策の指標一覧

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

| 基本施策の指標                | 実績値               | 目標値（平成27年度） |
|------------------------|-------------------|-------------|
| ◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率 | （平成26年度）<br>25.8% | 28.7%       |

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

| 基本施策の指標            | 実績値               | 目標値（平成27年度） |
|--------------------|-------------------|-------------|
| ◎男女共同参画フォーラムの男性参加率 | （平成26年度）<br>45.1% | 45.0%       |

III 働く場における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標                          | 実績値               | 目標値（平成27年度） |
|----------------------------------|-------------------|-------------|
| ◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合 | （平成26年度）<br>29.5% | 27.0%       |

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標            | 実績値               | 目標値（平成27年度） |
|--------------------|-------------------|-------------|
| 1 農業委員会あたりの女性農業委員数 | （平成26年度）<br>2.28人 | 2人以上        |

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標   | 実績値              | 目標値（平成27年度） |
|-----------|------------------|-------------|
| 自治会長の女性割合 | （平成26年度）<br>3.1% | 3.0%        |

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

| 基本施策の指標 | 実績値                      | 目標値（平成27年度）              |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| ◎健康寿命   | （平成25年）<br>男77.4歳 女80.3歳 | （平成26年）<br>男78.1歳 女81.5歳 |

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

| 基本施策の指標                    | 実績値              | 目標値（平成27年度） |
|----------------------------|------------------|-------------|
| ◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | （平成26年度）<br>24か所 | 24か所        |

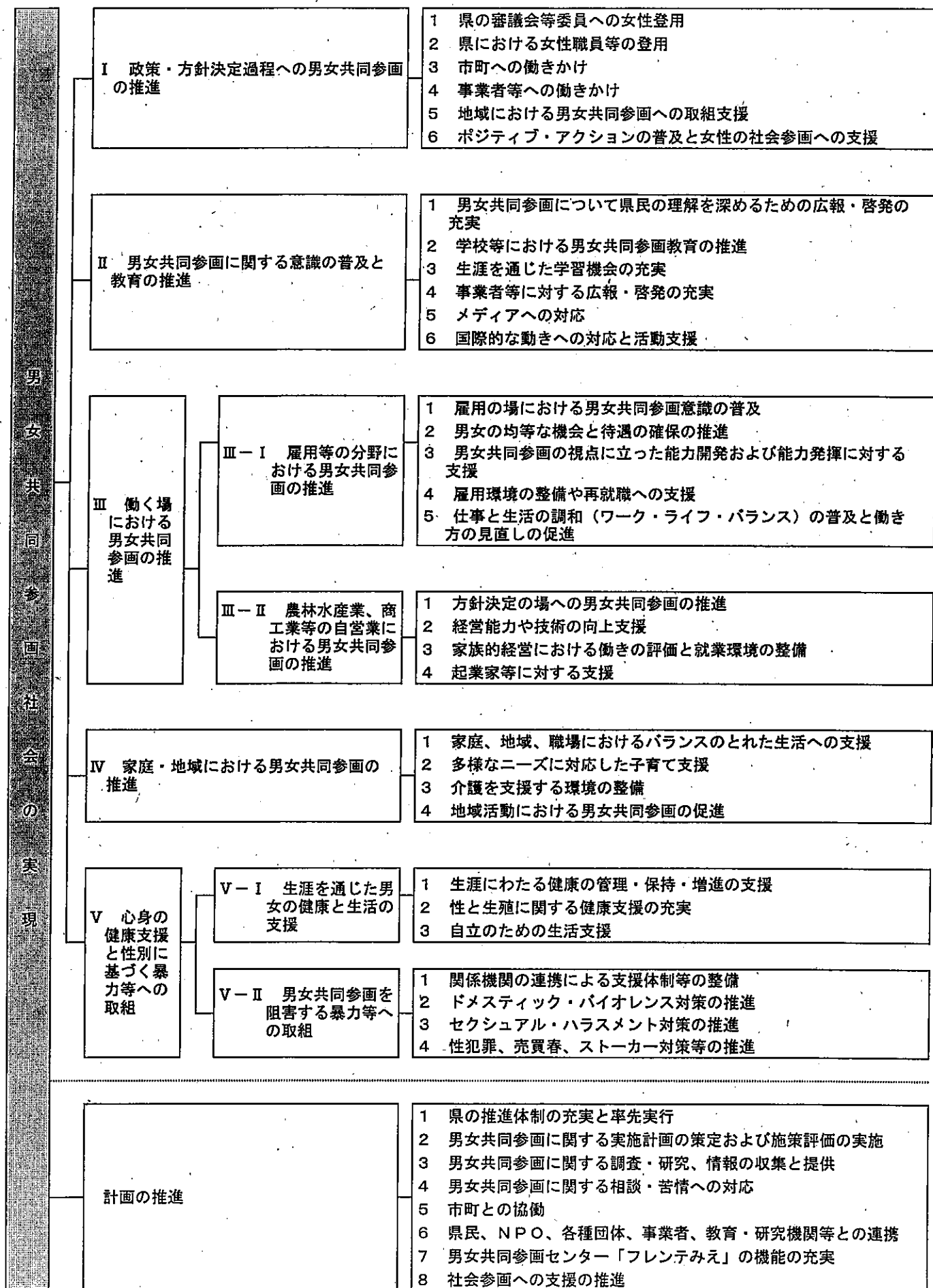
◎・・・「みえ県民力ビジョン・行動計画」における目標項目

## 第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



## 7 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（中間案）について

### 1 策定の経緯

近年、人口減少と少子高齢化が急速に進展するなど大きな転換期を迎えているなか、国においては、外国人の受け入れ拡大の取組が進められています。文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が、「地方創生」の一つの鍵となると考えられることから、外国人住民を含めたすべての住民と一緒に築いていく地域社会をめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」を策定するものです。

### 2 策定のポイント

#### （1）基本理念

めざすべき「多文化共生」の地域社会像と「多文化共生」の強みを生かすための視点を明らかにした上で、現在の指針の成果と残された課題をふまえつつ、異なる文化的背景を生かして一緒に地域社会を築いていくための展開方向を示します。

##### ① めざすべき「多文化共生」の地域社会像

多文化共生に対する理解が進み、文化的背景の異なる住民が地域社会と一緒に築いています。また、地域の課題解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が生かされています。

##### ② 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

めざす地域社会像を実現するため、一緒に地域社会を築いていくための4つの展開方向を定めました。

- ・ 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
- ・ 情報や学習機会の提供
- ・ 基盤となる安全で安心な生活への支援
- ・ 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

#### （2）行動計画

基本理念で示した4つの展開方向に基づいて具体的な取組を掲げ、各部局と連携して取り組みます。

### 3 中間案の構成

中間案の構成は、別紙1のとおりです（概要については、別紙2）。

中間案の詳細は、別冊4「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」（中間案）のとおりです。

#### 4 今後の予定

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 平成27年10月～ 11月 | パブリックコメント             |
| 平成28年1月～ 2月   | 三重県多文化共生推進会議 （最終案の検討） |
| 平成28年3月       | 環境生活農林水産常任委員会 （最終案）   |
| 平成28年3月       | 指針の策定・公表              |

## 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（中間案）の構成

### （基本理念）

#### 第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

- 1 外国人住民を取り巻く現状
  - (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
  - (2) 三重県の外国人住民
- 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像
- 3 新たな指針の策定と計画期間
  - (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
  - (2) 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題
  - (3) 新指針の計画期間

#### 第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

- 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点
- 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向
  - (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
  - (2) 情報や学習機会の提供
    - ① 外国人住民への多様な情報提供
    - ② 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供
    - ③ 地域の魅力の多言語での発信
  - (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
  - (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携
- 3 推進に向けての評価と検証
  - (1) 目標値の設定による進捗管理
  - (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

### （行動計画）

#### 第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

- 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
  - 2 情報や学習機会の提供
  - 3 基盤となる安全で安心な生活への支援
  - 4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携
-

【基本理念】

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

1 外国人住民を取り巻く現状

- (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
- (2) 三重県の外国人住民

3 新たな指針の策定と計画期間

- (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
- (2) 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題
- (3) 新指針の計画期間

2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像

「文化的背景の異なる住民が、地域社会と一緒に築いています。」  
 「地域課題の解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が生かされています。」

第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

1 「多文化共生」の強みを生かすための視点

- ① 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換
- ② 「アクティブ・シチズン」としての社会への参画
- ③ 互恵関係の構築

2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

- (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
- (2) 情報や学習機会の提供
- (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
- (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

3 推進に向けての評価と検証

- (1) 目標値の設定による進捗管理
- (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

【行動計画】

第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

- (1) 外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みの構築
- (2) 多文化共生社会づくりに必要な人材の育成

2 情報や学習機会の提供

- 2.1 外国人住民への多様な情報提供
  - (1) 多言語での情報提供
  - (2) 地域で活躍する外国人住民の情報の発信
- 2.2 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供
  - (1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援
  - (2) 多文化共生の啓発
  - (3) やさしい日本語の研修・啓発による普及
  - (4) 国際交流の機会を通じた国際理解の促進
- 2.3 地域の魅力の多言語での発信
  - (1) 文化の通訳を含めた情報の発信
  - (2) 地域の新たな魅力の発掘

3 基盤となる安全で安心な生活への支援

- (1) 外国人住民に対する生活支援
- (2) 外国人児童生徒教育の推進

4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

国、県内市町、他都道府県、大学、企業、各種団体等との連携。  
 より広域的かつ幅広い分野での連携の拡充・強化。

## 8 三重県防犯カメラの設置及び運用にかかるガイドライン（仮称）（中間案）について

### 1 策定の趣旨

防犯カメラについては、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）」に基づく指針において、学校や道路等への防犯カメラの設置を促進していること、また、防犯カメラは犯罪抑止に一定の効果があることから、商業施設や金融機関、駐車場等でその設置が進んでいる状況にあります。

その一方で、承諾のないまま自分の容姿を撮影されることや、防犯カメラで撮影された画像や音声の取り扱い等に不安を感じる県民の方々もいます。

このため、県では、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和し、その設置を促進することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に際して設置者等が最低限配慮すべき事項をまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」（以下、「ガイドライン」という。）を策定するものです。

### 2 検討体制

ガイドラインの策定にあたっては、学識経験者、PTA等の団体関係者、防犯設備事業者、教育委員会、警察本部、自治体等で構成される「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」（以下、「推進会議」という。）を経て骨子案を作成し、庁内の関係部局で構成される「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」及び県内各市町で構成される「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり市町担当者会議」との協議、推進会議での審議をふまえ、中間案を取りまとめました。

今後は、パブリックコメントを実施し、推進会議における審議を経て最終案の策定へと進めます。

### 3 中間案の内容

ガイドライン（中間案）の構成は次のとおりです。

※全体の概要については別紙参照。

※詳細は、別冊5（「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」（中間案））参照。

## 【ガイドライン（中間案）構成案】

### 第1 はじめに

#### (1) ガイドライン策定の目的

ガイドラインを策定する目的について説明します。

#### (2) 「防犯カメラの定義」

ガイドラインの対象となるカメラを定義します。

### 第2 防犯カメラの効果

防犯カメラを設置・運用することによる効果について、4つの項目をあげて示します。

### 第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

防犯カメラの設置及び運用にあたって、防犯カメラの設置者等が配慮しなければならない事項を12の項目に分けて、具体的に示します。

### 第4 設置・運用規程の策定

設置・運用規程に盛り込むべき項目と、様式の例を示します。

## 4 今後の予定

平成27年10月～11月 パブリックコメント

平成27年11月 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議  
(最終案の審議)

平成27年12月 環境生活農林水産常任委員会 (最終案の報告)

平成28年1月 ガイドラインの策定・公表

# 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(中間案)概要

別紙

## 第1 はじめに

### 1 ガイドライン策定の目的

- 防犯カメラは犯罪抑止に有効  
・商業施設、金融機関、駐車場等への設置が進む

- 防犯カメラに不安を感じる県民

- ・承諾のないまま自己の容姿を撮影される不安
- ・個人情報である画像や音声の取り扱い

- 防犯カメラの有効性とプライバシー保護の調和が不可欠

- ・防犯カメラの設置にあたり、最低限配慮すべき事項を取りまとめたガイドラインを策定して、不安感を取り除き、防犯カメラの設置を促進する

### 2 「防犯カメラ」の定義

- 「犯罪の防止」を目的として設置するもの

- ・例えば施設利用状況の把握等が主目的でも、犯罪を防止する目的を併せ持つものは対象となる

- 不特定かつ多数の人を撮影し、特定の場所に継続設置するもの

- ・不特定多数の人の通行を想定しない事業所、工場敷地内のみを撮影するものは対象外

- 特定の個人を判別できる画像を表示する又はその画像を記録する機能を有するもの

- ・録画装置を備えていないカメラは対象外

## 第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

### 1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

### 2 撮影範囲、設置場所等

- 防犯効果が発揮され、かつプライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲

### 3 設置の表示

- 見やすい場所にカメラを設置していること及び設置者の名称を表示

### 4 管理責任者等の指定

- 防犯カメラの管理、運用を適正に行うための管理責任者等を指定

### 5 秘密の保持

- カメラの運営、管理に関して知り得た情報の漏えい、不当目的使用の禁止

### 6 画像データ等の適正な管理

- 画像データや記録媒体の安全管理

- ・許可者以外の立入禁止や施錠設備の設置
- ・画像データの unnecessary 複写、加工、外部持ち出し等の禁止
- ・保存期間の設定
- ・保存期間が経過した画データ像の確実な消去
- ・記録媒体の確実な処分と処分日時等の記録
- ・情報漏えい防止措置

### 7 画像データの閲覧・提供の制限

- 次の場合を除き、他の目的利用や閲覧、提供を禁止する

- ・法令に基づく場合
- ・生命、身体、財産の安全確保その他公共の利益のため緊急やむを得ない場合
- ・捜査機関等からの閲覧要請に協力する場合
- ・本人の同意がある場合

### 8 苦情等への対応

- 防犯カメラの設置、運用に関する苦情や問い合わせ担当者の指定

### 9 業務の委託

- 「防犯カメラの設置運用規程」の遵守事項を委託契約の条件にする

### 10 保守点検と撤去

- 防犯カメラの機能維持のための定期的な保守点検等

### 11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

- 設置後の有効活用のため、管理責任者等の明確化や維持管理費等について事前に住民説明会を行い、設置に向けた合意形成を図る

### 12 ガイドラインの活用

- 犯罪防止を目的とするカメラ以外のカメラであってもガイドラインの趣旨をふまえた取扱いに努める

## 第2 防犯カメラの効果

### 1 犯罪の抑止

- 犯罪企図者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる

### 2 安心感の醸成

- 地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和する

### 3 事件・事故の解決

- 事件や事故が発生した場合、録画された画像データが解決の手がかりとなる

### 4 環境の整備

- 性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境整備につながる

## 第4 設置・運用規程の策定

防犯カメラの適正な管理、運用を行うために、設置者又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、利用目的や利用形態に合わせた規程を作成する

### 1 規程に盛り込むべき事項

- 設置目的
- 設置場所、設置台数、設置の表示
- 管理責任者等の指定
- 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、適正管理にかかる記録媒体の保管方法、保存期限、消去方法
- 画像データの利用及び提供制限
- 苦情等への対応
- 保守点検
- その他必要な事項

### 2 防犯カメラ設置運用規程

設置者○○○○○連絡先○○○○○

防犯カメラ作動中





## 9 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例に基づく年次報告について

三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例（平成 25 年 7 月施行）第 6 条第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度の飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（以下「基本計画」という。）の施策の実施状況について、年次報告としてとりまとめました。

### 1 平成 27（2015）年版年次報告の主な構成（別紙参照）

- （1）三重県の飲酒運転の現状
- （2）平成 26 年度中の数値目標達成状況と課題
- （3）平成 26 年度中の基本計画に対する取組と課題
- （4）今後の取組方向
- （5）平成 26 年度中の「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」の具体的な取組状況

### 2 数値目標の達成状況

基本計画の計画期間において、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、4 つの目標を設定しています。平成 26 年度の目標項目の達成状況は、4 項目中 3 項目で、未達成の項目は、「飲酒運転事故件数」の 1 項目でした（別表参照）。

### 3 平成 27（2015）年版 年次報告の概要

#### （1）規範意識の定着

##### ① 飲酒運転防止のための取組

三重県交通安全運動実施要綱の重点目標の一つとして飲酒運転の根絶を掲げ、県交通対策協議会が実施する四季の交通安全運動をはじめ、各機関団体による各種啓発活動、マスメディア等を活用した広報啓発、飲酒運転取締り、ハンドルキーパー運動の普及など、さまざまな手段方法で飲酒運転防止意識の普及啓発を行うとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着のため、県内各地の大型商業施設や、大学におけるキャンペーンの実施や飲酒運転<sup>ゼロ</sup>メッセージの募集活動などの飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす啓発事業を展開しました。

#### 【課題】

依然として飲酒運転が後を絶たない現状にあることから、飲酒運転根絶のためには、さらなる飲酒運転防止意識の普及・定着が必要です。

## ② 教育機関等による教育

三重県教育委員会は、保健体育担当者研究協議会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝え、各学校の教科体育・保健体育における保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導が行われました。

また、運転免許講習実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習において、若年者に向けた飲酒運転防止教育を実施するとともに、三重県小売酒販組合連合会は、県内の9大学、短期大学の新入生に対して未成年者飲酒防止・適正飲酒に関する冊子配布による飲酒運転防止啓発活動を実施しました。

### 【課題】

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた、「飲酒とアルコール問題」に関する教育を実施することにより、飲酒が身体に及ぼす影響に関する基本的知識の理解・習得と、その後の段階的な飲酒運転防止教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

## (2) 飲酒運転の再発防止

### ① 飲酒運転の再発防止のための措置

県は、平成26年4月1日から「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置し、飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行い、受診義務の履行につなげました。

また、警察は、飲酒運転による運転免許の取消し・停止の行政処分の早期執行に努め、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進するとともに、講習実施機関の講習指導員に対する指導を行い、講習時における飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

### 【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の協力で飲酒運転を防止する環境をつくる必要があります。

### ② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務履行について通知をするとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族からの相談に対して適時適切な助言指導を行い、受診につなげてきました。

平成 26 年度においては、受診義務通知（542 件）に対する受診報告数が 203 件で、受診率は 37.5%でした。また、報告期限の 60 日を経過しても、受診した旨の報告がない場合には、再度、受診するよう書面で勧告しており、勧告通知（254 件）に対する受診報告数は 42 件で、受診率は 16.5%でした。以上から、全体の受診率は 45.2%となりました。

条例の受診義務に罰則規定がないなかで、一定の効果があつたと考えています。

#### 【課題】

受診率は、5 割未満であることから、さらに受診につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

### 4 今後の主な取組方向（平成 27 年度以降）

#### （1）規範意識の定着

##### ① 飲酒運転防止のための取組

規範意識の定着を図るため、四季の交通安全運動、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす啓発事業における飲酒運転<sup>ゼロ</sup>メッセージの募集活動、その他、マスメディア、SNS 等を活用した広報啓発活動による「STOP！ 飲酒運転 イン みえ」のスローガンの展開を、多くの県民、関係機関団体との連携を図りながら、県民総ぐるみの運動として推進します。

##### ② 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすため、小学校から高等学校、そして飲酒を始める時期にある若者が集う大学においても、飲酒運転防止教育が継続して行われるよう働きかけを行います。

#### （2）飲酒運転の再発防止

##### ① 飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転の再発防止に向けて、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」による飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の普及に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、講習実施機関に対しては、講習指導員に対する飲酒運転防止教育の徹底に関する指導の継続を働きかけ、飲酒運転を行った違反者に対して規範意識の醸成を図ります。

##### ② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」における飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言指導の実施による受診義務履行を促し、アルコール依存症の早期治療へつなげていきます。

また、指定医療機関を増やし受診しやすい環境を整えるなど、この取組を効果的に推進するため、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を密にして、広く県民に飲酒運転とアルコール関連問題の知識の普及・啓発に努めるとともに、アルコール健康障害対策基本法との連携も図っていきます。

## (別表) 数値目標の達成状況

### (1) 飲酒運転事故件数

| 設定の考え方                                   | 平成 25 年 | 平成 26 年    |             | 平成 27 年    |             |
|------------------------------------------|---------|------------|-------------|------------|-------------|
| 飲酒運転事故が 0 となることをめざして、毎年 10 件以上の減少をめざします。 | 現状値     | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 |
|                                          |         | 53 件以下     | 0.96        | 43 件以下     |             |
|                                          | 63 件    | 55 件       |             |            |             |

### (2) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）

| 設定の考え方                                                    | 平成 25 年度 | 平成 26 年度   |             | 平成 27 年度   |             |
|-----------------------------------------------------------|----------|------------|-------------|------------|-------------|
| 小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の 100 パーセント実施をめざします。 | 現状値      | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 |
|                                                           |          | 100%       | 1.00        | 100%       |             |
|                                                           |          | 100%       |             |            |             |

### (3) ハンドルキーパー推奨店等の指定等

| 設定の考え方                                                 | 平成 25 年度         | 平成 26 年度         |             | 平成 27 年度         |             |
|--------------------------------------------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|
| 全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間 1,500 店以上の指定等をめざします。 | 現状値              | 目標値<br>実績値       | 目標達成<br>状 況 | 目標値<br>実績値       | 目標達成<br>状 況 |
|                                                        |                  | 3,900 店<br>(事業所) |             | 5,400 店<br>(事業所) |             |
|                                                        | 2,400 店<br>(事業所) | 4,246 店<br>(事業所) | 1.00        |                  |             |

### (4) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

| 設定の考え方                                  | 25 年度 | 26 年度      |             | 27 年度      |             |
|-----------------------------------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100 パーセント実施をめざします。 | 現状値   | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 | 目標値<br>実績値 | 目標達成<br>状 況 |
|                                         |       | 100%       | 1.00        | 100%       |             |
|                                         |       | 100%       |             |            |             |

# 『三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画』の概要

別紙

## 1 はじめに

- 飲酒運転の根絶のため、行政や関係団体が連携して飲酒運転0(ゼロ)をめざす運動を推進するための総合的な取組を定める。
- 計画期間は、平成26年4月1日～平成28年3月31日の2年間。

## 2 目標の設定(基本方針と推進体制)

### 1. 飲酒運転事故件数

63件(H25年) → 43件以下(H27年)

### 3. ハンドルキーパー推進店等の指定等

2,400店(事業所)(H25年度)  
→ 5,400店(事業所)(H27年度)

- 計画期間における目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

### 2. 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動)

—(一)— → 100%(H27年度)

### 4. 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

—(一)— → 100%(H27年度)

## 飲酒運転0(ゼロ)へ ～STOP! 飲酒運転 inみえ～

## 3 飲酒運転防止のための取組

### 1. 飲酒運転防止意識の普及徹底

- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」意識の浸透等

### 2. 広報啓発活動の推進

- ・飲酒運転根絶キャンペーンの展開等

### 3. 事業者による取組

- ・ハンドルキーパー運動の推進等

## 4 教育機関等による教育

### 1. 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- ・学校教育活動全体を通じた教育、家庭・地域等との連携等

### 2. 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- ・大学、専門学校等における取組等

規範意識の  
定着

## 5 飲酒運転の再発防止のための措置

### 1. 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

- ・「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」設置等

### 2. 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

- ・講習指導員の資質の向上等

再発防止

## 6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

### 1. 飲酒運転違反者に対する受診義務

- ・飲酒運転違反者への受診通知とアルコール依存症の情報提供等

### 2. アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組

- ・治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

## 7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり



1. 関係機関・団体による県民総ぐるみ運動

2. 相談体制の確立

3. 積極的な情報提供

4. 飲酒運転0をめざす推進運動の日(12/1)

5. 表彰

6. 実施状況の報告・公表





## 10 三重県環境影響評価条例の改正について

### 1 環境影響評価制度

環境影響評価制度（以下「環境アセスメント」という。）とは、道路やダム建設、工場の新設・増設、また大規模な土地造成などの開発事業の実施が、環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらをふまえて環境の保全について十分な配慮を行い、事業に反映させるための制度です。

環境アセスメントについては、「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」（以下「法」という。）がその手続きを規定していますが、「三重県環境影響評価条例（平成9年三重県条例第49号）」（以下「条例」という。）では、法の対象事業以外の事業種および事業規模の事業を対象として、法に準じた手続きを規定しています。（いわゆる「横だし」「裾だし」条例）

### 2 平成23年および平成25年の法改正

法においては、平成23年に、方法書（※1）要約書の作成義務や方法書説明会の開催義務など、事業者になされた手続きを課す改正が行われました。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）において放射性物質による環境汚染防止のための措置を適用除外としていた規定が、福島第一原子力発電所の事故を受け削除され、平成25年に法においても放射性物質適用除外規定を削除する改正が行われたことにより、放射性物質が法による環境アセスメントの適用対象とされました。

※1 環境アセスメントを行う評価項目や方法について、国や地方公共団体、住民から環境保全の見地から意見を求めるため事業者が作成する書類。

### 3 条例改正の必要性

本県でも、上記の法改正をふまえた条例改正が必要になっています。また、条例制定から16年以上が経過し、実情に合わなくなっている規定も存在していることから、こうした規定についても見直しを行う必要があります。

### 4 改正事項および改正趣旨

#### （1）平成23年法改正に対応するための改正

以下、①～③については、本県でも平成25年に「三重県環境影響評価条例の手續に関する指導要綱」を策定し、事業者には手續の実施を求めているところですが、これらを条例上の手續とします。

##### ① 方法書説明会の新設

方法書の内容について住民の理解を促進するため、方法書段階での説明会の開催を義務化する。

##### ② 方法書要約書の作成

図書紙数の分量が多く、内容も専門的な方法書の理解を促進するため、要約書

の作成を義務化する。

### ③ インターネットによる公表

電子化の進展をふまえ、インターネットの利用による環境影響評価図書等（方法書、準備書（※2）、評価書（※3）、事後調査報告書（※4））の公表を義務化する。

※2 環境アセスメントの結果について、国や地方公共団体、住民から、環境保全の見地からの意見を求めるため事業者が作成する書類。

※3 準備書に対する意見をふまえて、事業者が必要に応じてその内容を修正した書類。

※4 事業実施後、事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するため事業者が作成する書類。

## （2）平成 25 年法改正に対応するための改正

環境基本法の改正を受け、放射性物質が法による環境アセスメントの適用対象とされたことをふまえ、本県条例においても放射性物質に係る適用除外規定を削除します。

## （3）準対象事業における簡易アセスメント制度の導入

条例による環境アセスメントの規模要件未満の事業についても一定の環境配慮がなされるように、従来の「準用事業」（※5）を「準対象事業」として再構成し、準対象事業について、事業者が文献調査などの簡易な調査方法による環境アセスメント（簡易アセスメント）の結果を記載した「簡易評価書」（仮称）の作成義務を課します。

※5 現行条例および規則上、開発事業のうち、特に環境への影響が著しくなるおそれのある各種造成事業について、規模要件の2分の1以上の規模の事業を、対象事業に準じる事業「準用事業」として、事業者が申し出た場合、又は知事が環境保全の見地から必要と認めた場合に、条例に基づく環境アセスメントの実施を求めることができるとする制度。

## （4）三重県公害事前審査制度（※6）の簡易アセスメント制度への統合

「準対象事業」の事業種に「工場又は事業場の新設又は増設」を加えることで、三重県公害事前審査制度を新たに導入する簡易アセスメント制度に統合します。これに伴い、三重県公害事前審査会条例（昭和 47 年三重県条例第 30 号）を廃止します。

（（3）、（4）の詳細については別紙参照）

※6 昭和 47 年に制定された三重県公害事前審査会条例に基づき、工場又は事業場の新設又は増設に伴う公害の防止に関する技術的事項を審査する制度。工場等の新設等は環境アセスメントの対象事業でもあることから、現在は条例に基づく環境アセスメントの規模要件未満の事業について補完的に運用している。

## （5）その他

その他、条例施行から 16 年以上が経過していることから、関係法令の改正に

対応するための文言見直しや条例制定当時の経過措置の見直し等を行います。

## 5 三重県環境審議会環境影響評価部会における審議

以上の改正事項について専門的見地から意見をいただくため、三重県環境審議会に設置された環境影響評価部会において、現在、ご審議いただいているところです。

## 6 今後の予定

上記の改正点について引き続き三重県環境審議会環境影響評価部会にて審議いただき、最終案をまとめるとともに、次の予定で条例改正の作業を進めます。

- ・平成 27 年 10 月～11 月      パブリックコメント
- ・平成 27 年 12 月      三重県環境審議会環境影響評価部会（最終案確定）
- ・平成 28 年 1 月      三重県環境審議会（答申）（予定）
- ・平成 28 年 2 月      議案提出（予定）
- ・平成 28 年 4 月 1 日      条例施行（簡易アセスメント制度に関する規定については、9 月 1 日施行）（予定）



## ○簡易アセスメント制度の導入

|           | 準用事業制度(三重県環境影響評価条例第38条)                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる事業   | 条例に基づく環境アセスメント対象事業のうち面的開発事業(三重県環境影響評価条例施行規則別表第1第10～15号及び17号)であり、かつ規模要件の1/2以上のもの                                                                                                                                                                             |
| 事業者の届出義務等 | なし                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 市町意見の反映   | なし                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 住民意見の反映   | なし                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 制度の概要     | 事業者による実施の申出又は知事の求め(希少な動植物等の存在、特別地域が5ha以上含まれる、市町長からの要請)により条例に基づく環境アセスメントを実施。                                                                                                                                                                                 |
| 手続き所要期間   | 環境アセスメントを実施すれば2～3年程度(実例なし)                                                                                                                                                                                                                                  |
| 課題等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく環境アセスメントの規模要件未達の面的開発事業が増加傾向にあり、環境への影響が懸念される中、こうした事業についても一定の環境配慮がなされる手続きが必要であるが、本制度については、事業者による事業実施についての届出義務等がないため、制度上、対象となる事業を把握する方法がない。</li> <li>・工場又は事業場の新設又は増設(三重県環境影響評価条例施行規則別表第1第8号)は対象にならない。</li> </ul> |

| 公害事前審査制度(三重県公害事前審査会条例)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工場又は事業場の新設又は増設(規模要件なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 市町長の申請により手続き開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 工場等の所在地を管轄する市町長から申請があった場合又は知事が必要と認めた場合、公害の防止に関する技術的審査を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3～4ヶ月程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和47年に制定された三重県公害事前審査会条例に基づく制度で、平成11年の三重県環境影響評価条例施行以降は、条例に基づく環境アセスメントの規模要件未達の事業について補完的に運用されている。(工場又は事業場の新設又は増設については、三重県環境影響評価条例施行規則別表第1第8号に規定あり。)</li> <li>・審査項目が公害に関するものに限られており、環境アセスメントのように生態系や地球温暖化等に関する事項は審査対象にならない。</li> <li>・申請者が一部の市に限られている。</li> <li>・面的開発事業は対象にならない。</li> </ul> |

## 別紙

| 簡易アセスメント制度(案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条例に基づく環境アセスメント対象事業のうち面的開発事業(三重県環境影響評価条例施行規則別表第1第10～15号及び17号)および工場又は事業場の新設又は増設(同規則別表第1第8号)であり、かつ規模要件の1/2以上のもの                                                                                                                                                                                                           |
| あり(簡易評価書の作成)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| あり(市町長への意見聴取手続き)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| あり(住民への意見聴取手続き)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・準対象事業について、事業者による文献調査などの簡易な調査方法による環境アセスメント(簡易アセスメント)の結果を記載した「簡易評価書」(仮称)の作成義務を課し、これに対し住民、市町長および知事が環境保全の見地から意見を述べる手続きを導入。</li> <li>・事業者による実施の申出又は知事の求め(希少な動植物等の存在、特別地域が5ha以上含まれる、市町長からの要請)により従来の条例に基づく環境アセスメントを実施(変更なし)。</li> </ul>                                               |
| 数ヶ月程度を想定                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく環境アセスメントの規模要件未達の面的開発事業についても一定の環境配慮をさせることが可能となる。</li> <li>・条例に基づく環境アセスメントの規模要件未達の工場等の新設等について、公害に関する事項だけでなく、生態系や地球温暖化等、広く環境一般について事前に評価することが可能となる。</li> <li>・事業計画の段階で住民意見を反映させることで、事業実施がスムーズになることが期待される。</li> <li>・比較的短期間で手続きが終了するため事業者の負担も少ない。</li> </ul> |



## 1 1 地球温暖化への適応の取組について

### 1 背景

地球温暖化の防止は、気候変動枠組条約締約国会議の国際的な合意に基づき、産業革命前と比べて世界平均気温の上昇を2℃未満に抑制することを目標に、温室効果ガス削減の取組（緩和）が進められていますが、目標が達成できたとしても、気候変動により食料、健康、防災等の各分野に影響を及ぼすことが想定されています。このため、将来生じる影響に対処すること（適応）が必要とされており、国では今年度中に「適応計画」を策定する予定です。

県では、平成25年度に三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、地球温暖化への適応に関する情報提供の規定を設け、三重県内で起きている気候変動について、県民や事業者などに情報提供することを目的とした「三重県気候変動レポート2014」を平成26年10月に作成しました。本レポートでは、年平均気温で100年間につき1.57℃の上昇が確認されており、このまま温暖化が進行すると、21世紀末には20世紀末と比べて約3℃上昇すると予測しています。

「三重県の気候変動と将来予測」

|          | 既に現れている変化(津市)※ | 21世紀末の将来の予測<br>(20世紀末との比較) |
|----------|----------------|----------------------------|
| 年平均気温    | 100年につき1.57℃上昇 | 3℃上昇                       |
| 真夏日      | 50年につき10日増加    | 40日増加                      |
| 熱帯夜      | 50年につき19日増加    | 40日増加                      |
| 冬日       | 50年につき27日減少    | 20日減少                      |
| 50mm以上の雨 | 年平均15回         | 0.7回増加                     |
| 年降水量     | 100年につき214mm減少 | 極端な大雨や無降水日の増加              |
| 海面水温     | 100年につき1.24℃上昇 | 2.1℃上昇                     |

※観測開始から2013年までの長期変化傾向を基に算出

### 2 取組の状況

環境省では、地方において温暖化への適応が必要であることから、気候変動に係る影響評価や適応計画の策定等に関して地方公共団体に支援を行う「地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業」を実施し、本県は全国で実施する11自治体のひとつとして採択されました。この支援事業により、本県は、適応計画策定に必要な影響の評価と適応のあり方について検討することとし、影響評価を実施する際の技術的助言、有識者の紹介などを受けています。

8月25日に開催した庁内関係部局で構成する第1回検討会議では、気候変動影響や適応に関する知見を有した研究者等から「県内の温暖化の現状や将来、適応の必要性」について意見を聴取しました。

### 3 今後の取組

庁内の検討会議で、引き続き有識者から三重県における気候変動影響予測と将来予測に基づく適応のあり方について助言をいただきながら、三重県の気候変動影響と適応のあり方について報告書としてとりまとめます。

#### 「検討スケジュール」

|                  |                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 8 月 25 日 | 第 1 回検討会議<br>県内の温暖化の現状や将来、適応の必要性                                                                     |
| 平成 27 年 11 月     | 第 2 回検討会議<br>三重県における気候変動影響予測                                                                         |
| 平成 28 年 1 月      | 第 3 回検討会議<br>将来予測に基づく適応のあり方                                                                          |
| 平成 28 年 3 月      | 気候変動の影響と適応のあり方についての報告書作成<br>I. 最新の三重県の気候変動の現状と将来<br>II. 三重で生じている各分野への影響と将来予測<br>III. 将来の影響に対する適応のあり方 |

## 12 みえエコ通勤デーについて

### 1 背景

昨年度（平成26年度）、事業者アンケート（県内1,000社、有効回答率60.7%）を行ったところ、企業が実施している地球温暖化防止の取組の中で、設問にあげた20の取組のうち、「マイカー通勤の削減取組を推進している」が7.3%と、最も低い状況であることがわかりました。そこで、マイカー通勤からバス等公共交通機関への転換へのきっかけづくりとなる取組として、マイカー通勤者が通勤にバスを利用した場合の割引制度について検討を行ってきました。

公益社団法人三重県バス協会と連携し、県内事業者や市町の意見を取り入れ、「みえエコ通勤デー」実施要領を策定しました。毎週水曜日にマイカー通勤者のバス運賃を半額にすることでバス通勤を促し、二酸化炭素排出量削減や地球温暖化防止の意識を行動へと導きます。

### 2 取組の概要

平成27年9月30日（水）から毎週水曜日、三重県内路線バス事業者（三重交通、三岐鉄道、八風バス、三交伊勢志摩交通、三重急行自動車）の協力のもと、公益社団法人三重県バス協会と連携して、「みえエコ通勤デー」を開始しました。

毎週水曜日の「みえエコ通勤デー」には、マイカー通勤者が「みえエコ通勤パス（愛称「エコパ」）」を持って路線バスで通勤すると、バス運賃が半額になります。この取組により、地球温暖化防止に対する意識のさらなる向上と二酸化炭素の排出削減を図ります。

※平成27年9月30日時点の、「エコパ」所有者は74名、賛同企業および団体は24団体です。

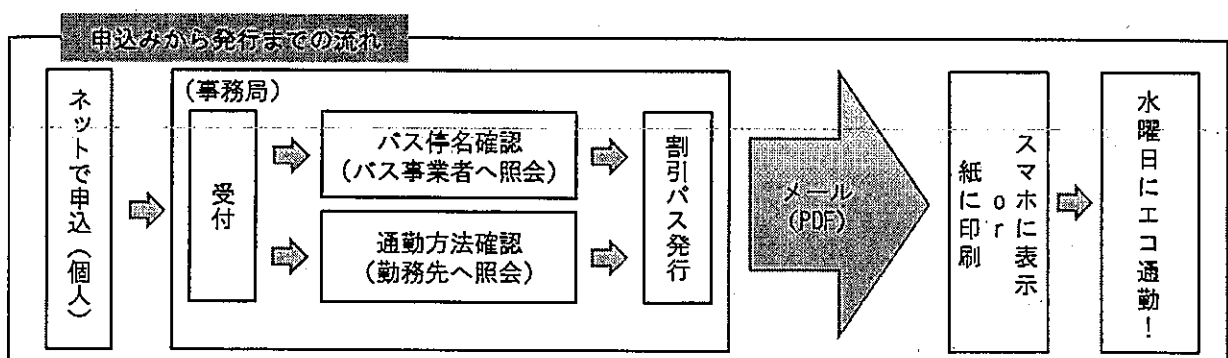


図 「エコパ」の申込みから発行までの流れ

【対象路線】

|          |                                                                                                                                                                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三重交通     | 高速鳥羽大宮線、高速伊賀品川線、高速南紀大宮線、名古屋長島温泉高速線、栄長島温泉高速線、岐阜長島温泉高速線、名古屋上野高速線、名古屋南紀高速線、四日市京都高速線、津京都高速線、四日市大阪高速線、伊賀大阪高速線、四日市・長島奈良高速線、桑名中部国際空港高速線、四日市中部国際空港高速線、名古屋熊野古道高速線、栄南陽高速線、名古屋桑名線、名四長島線<br>を除く全線 |
| 三岐バス     | 全線                                                                                                                                                                                    |
| 八風バス     | 全線                                                                                                                                                                                    |
| 三重急行自動車  | 全線                                                                                                                                                                                    |
| 三交伊勢志摩交通 | 高速鳥羽大宮線（三重交通と共同運行）<br>を除く全線                                                                                                                                                           |

### 3 今後の取組

「みえエコ通勤デー」への参加を広く募るために、説明会を開催し、企業や市町の協力を呼びかけています。また、県民向けに、県や市町の広報、バス広告、チラシ、ポスター（コンビニエンスストアへの掲示含む）でのPRを実施しています。

「みえエコ通勤デー」は、毎週水曜日に継続して実施することから、今後も引き続き、個人および企業に対し「みえエコ通勤デー」および「エコパ（エコ通勤パス）」のPRに努め、「エコパ」ユーザーおよびエコ通勤実施者の増加を図ります。

## 1 3 三重県廃棄物処理計画（中間案）について

### 1 策定の趣旨と経緯

廃棄物処理法第5条の5の規定により、国の基本方針や社会情勢を踏まえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応した廃棄物の減量や処理に関する計画を策定します。

本計画は三重県環境審議会廃棄物処理計画部会において審議され、中間案が取りまとめられました。

### 2 中間案の概要

#### (1) 計画期間

平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月

#### (2) 基本理念

廃棄物の 3 R と適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会をめざします。

#### (3) 取組方向

基本理念をふまえて、3つの取組方向を設定し施策を推進していきます。

##### ① ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

##### ② 産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。

##### ③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心なくらしが確保されることをめざします。

また、当計画期間内に特に注力すべき個別課題について、重点的に取り組みます。

#### (4) 計画の概要

中間案の概要については別紙 1 に、詳細は別冊 6 にまとめました。

### 3 今後の予定

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・平成 27 年 10～11 月 | パブリックコメント、市町意見照会 |
| ・平成 27 年 12 月    | 最終案のとりまとめ        |
| ・平成 28 年 2 月     | 三重県環境審議会から答申（予定） |
| ・平成 28 年 3 月     | 計画策定             |



# 三重県廃棄物処理計画 取組方向及び目標値（案）

別紙1

## 10年後のめざす姿

| 基本理念                            |
|---------------------------------|
| ○ 3Rや適正処理の一層の取組                 |
| ○ 環境の保全と安全・安心の確保                |
| ○ 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用         |
| ○ 「協創」による地域循環の形成                |
|                                 |
| ↓                               |
| 低炭素社会及び自然共生社会の形成<br>循環型社会の定着を実感 |

## 10年後のめざすべき姿

| 自然界における循環と<br>経済社会の循環の調和                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                     |
| <b>家庭</b><br>ものを大切にする気持ちや環境を考え行動することが浸透しています。                                                                                       |
| <b>事業者</b><br>長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。 |
| <b>廃棄物処理の現場</b><br>県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。                                                           |
| <b>大規模災害への備え</b><br>東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。                                         |

## 5年間の取組方向

| ごみゼロ社会の実現                                                             | 目標項目                         | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) | 施策                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。 | 1人1日あたりのごみ排出量<br>※災害廃棄物の量を除く | 986g／人日       | 936g／人日        | <b>発生・排出抑制推進</b><br>多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。           |
|                                                                       | 資源化率                         | 30.4%         | 33.3%          | <b>循環的利用の推進</b><br>各種リサイクル法の推進に加え、多様な主体による資源回収を促進するとともに、再使用、使用済小型家電の回収等、質の高い循環の形成に向けた取組を推進します。 |
|                                                                       | 最終処分量                        | 50千t          | 30千t           | <b>未利用エネルギーの有効活用の推進</b><br>ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。                                           |
|                                                                       |                              |               |                | <b>公正で効率的なごみ処理システムの構築</b><br>廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、公正で効率的なごみ処理システムの構築を促進します。                     |

| 産業廃棄物の3Rの推進                                                                     | 目標項目                         | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) | 施策                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。 | 排出量                          | 8,505千t       | 7,920千t        | <b>発生・排出抑制の推進</b><br>排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。     |
|                                                                                 | 再生利用率                        | 43.0%         | 43.6%          | <b>循環的利用の推進</b><br>認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。 |
|                                                                                 | 最終処分量                        | 258千t         | 234千t          |                                                                                             |
|                                                                                 | ※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く |               |                |                                                                                             |

| 廃棄物処理の安全・安心の確保                                                                   | 目標項目                        | 現状<br>(H25年度)    | 目標値<br>(H32年度) | 施策                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心なくらしが確保されることをめざします。 | 電子マニフェストの活用率                | 34.1%            | 60.0%          | <b>廃棄物の適正処理と透明性の確保</b><br>電子マニフェストの活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組むとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。 |
|                                                                                  | 不法投棄等不適正処理事案に対する改善着手率       | 83.9%<br>(H26実績) | 100%           | <b>産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見</b><br>産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見・早期是正に向け、監視指導の強化に取り組みます。                                |
|                                                                                  | 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率 | 25.0%<br>(H26実績) | 100%           | <b>産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進</b><br>過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。   |
|                                                                                  | 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備市町数    | 4市町              | 29市町           | <b>災害廃棄物の処理体制の整備</b><br>大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。                                                    |

重点取組

当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

**1 使用済小型電子機器等の回収**  
枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。

| 目標項目           | 現状<br>(H26年度) | 目標値<br>(H32年度) |
|----------------|---------------|----------------|
| 使用済小型電子機器等の回収量 | 0.32kg/人年     | 1kg/人年         |

**2 未利用エネルギーの有効活用**  
廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。

| 目標項目           | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |
|----------------|---------------|----------------|
| ごみの未利用エネルギー回収量 | 1,147MJ/t     | 1,491MJ/t      |

**3 優良認定処理業者の育成**  
廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。

| 目標項目      | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |
|-----------|---------------|----------------|
| 優良認定処理業者数 | 216           | 420            |

**4 PCB廃棄物の早期処理の推進**  
PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。

| 目標項目         | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |
|--------------|---------------|----------------|
| PCB廃棄物の適正処分率 | 37%           | 90%            |

**5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応**  
不法投棄により生活環境への支障が生じないよう、未然防止及び早期発見、早期是正に努めます。

| 目標項目                   | 現状<br>(H25年度) | 目標値<br>(H32年度) |
|------------------------|---------------|----------------|
| 一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数 | 2             | 0              |